

令和6年度食品等流通調査に関する報告書

**令和7年3月
農林水産省**

令和6年度 食品等流通調査（要旨）

根拠：食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）

第27条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（以下「食品等流通調査」という。）を行うものとする。

令和6年度の調査について

- 主な調査項目 ① 価格転嫁 ② 物流 ③ 商慣習の見直し及びデジタル化 ④ 環境配慮
⑤ 「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」（生鮮取引適正化ガイドライン）のフォローアップ

■ 調査の実施方法

① アンケート調査

食品製造事業者	食品卸売事業者	小売事業者	仲卸業者	合計
207	122	73	192	594

② ヒアリング調査

農業団体 農業法人	卸売市場 関係者	食品製造 事業者	食品卸売 事業者	小売事業者	外食・給食 事業者	物流事業者	合計
9	17	22	16	16	15	10	105

令和6年度の調査結果の概要

【①価格転嫁】

- 原材料費の高騰や物流費の上昇を理由とする価格転嫁が着実に進展している様子がうかがわれたが、労務費上昇を理由とする価格転嫁については、原材料費や物流費ほどは進捗していない状況が確認された。
- また、小売事業者等に加工食品を納品する食品製造事業者からは、「値上げするなら棚に置かないと小売から示唆された」「値上げにより取扱店舗を70%減らされた」といった適正とは言い難い事例も聞かれた。
- 生鮮食料品を取り扱う農業団体等や卸売市場関係者からは、「最近の経費高騰で価格交渉は聞いてもらやすい」「量販店から値上げの声がけをされるようになった」等、取引環境の変化を示唆する声が聞かれた。

【②物流】

- パレット導入の進展や効果を評価する声が聞かれた一方、導入コストや積替作業の負担を指摘する声も聞かれた。
- トラック予約システムの導入は着実に進展、「3～4時間の荷待ちが30分未満に短縮された」との声も聞かれた。
- 物流効率化については、共同配送に加え、本年度は配送頻度の低減による積載効率向上の取組が数多く聞かれた。

【③商慣習の見直し及びデジタル化】

- 店舗納品期限については、小売事業者の2割が「全ての商品が1/2ルール」と回答する等、取組の進展も見られたものの、多くの事業者において1/2ルールの商品と1/3ルールの商品が混在しており、更なる取組の必要性が確認された。
- 納品リードタイムの延長、検品作業の簡素化、納品伝票の電子化等については、取組が着実に進展している様子がうかがわれた。賞味期限の大括り化や日付逆転納品についても検討を進めていくべきとの声が聞かれた。
- 小売事業者の物流センターの使用料（センターフィー）については、本年度は「十分な説明を受けている」と評価する声も聞かれたが、昨年同様「用途の説明がないまま、一方的に料率を上げられた」等の適正とは言い難い事例も聞かれた。

【④環境配慮】

- 多くの事業者がプラスチックの使用量や廃棄量の削減に取り組む必要性は認識しているものの、代替資材への転換によるコスト上昇への懸念等により、取組が十分に進んでいるとは言い難い状況にあることが確認された。
- 食品ロスの削減に向けた「未利用食品の寄附」については、約4割の事業者から「取り組んでいる」との回答があったが、「未利用食品を有しているが寄附を行っていない」との回答も2割程度を占めた。

【⑤生鮮取引適正化ガイドラインのフォローアップ】

- 本ガイドラインを小売事業者の7割が認知していたが、仲卸業者では4割にとどまった。一方で、仲卸業者の7割が「取引が改善した」としたのに対し、小売事業者は7割が「改善が必要な取引はない」としており、認識に乖離が見られた。

<今後の課題>

- 引き続き、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた価格転嫁の取組を推進する必要。
- 一過性ではなく構造的な課題である物流問題に関係者一体となって中長期的視点をもって取り組んでいく必要。
- 引き続き、1/2ルール対象品目の拡大、センターフィーの透明性確保、納品伝票の電子化等に取り組んでいく必要。
- 資源循環への国内外の関心も踏まえ、プラスチック使用量削減、食品寄附、食品リサイクル等に取り組んでいく必要。
- 生鮮食料品等の取引における様々な課題の改善に向け、ガイドラインの一層の周知と活用に取り組んでいく必要。

目 次

I	食品等流通調査について	2
II	令和6年度調査について	2
III	令和6年度調査の概要	
1	価格転嫁	5
2	物流	9
3	商慣習の見直し及びデジタル化	13
4	環境配慮	17
5	生鮮取引適正化ガイドラインのフォローアップ	21
IV	令和6年度調査の総括	25
V	参考	
1	価格転嫁	29
2	物流	33
3	適正取引	37
4	環境配慮	39

I 食品等流通調査について

農林水産省では、平成 30 年 10 月施行の「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「食品等流通法」という。）」に基づき、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（以下「食品等流通調査」という。）を実施している。

食品等流通調査は、食品等の流通段階で生じている課題等を明らかにし、食品等流通事業者その他の関係事業者の取引をより望ましい関係へと改善すること等を目的としている。

調査の結果に基づき、食品等流通事業者に対する指導・助言、施策の見直しその他の必要な措置を講ずるほか、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると考えられる場合は、公正取引委員会に対し、その事実を通知することとされている。

○ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）抄

（食品等流通調査）

第 27 条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（以下「食品等流通調査」という。）を行うものとする。

2 （略）

3 農林水産大臣は、食品等流通調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者に対し、必要な協力を求めることができる。

4 関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

（食品等流通調査に基づく措置）

第 28 条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等流通調査の結果に基づき、食品等流通事業者に対する指導及び助言、食品等の流通に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

（公正取引委員会への通知）

第 29 条 農林水産大臣は、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。

II 令和 6 年度調査について

1 調査趣旨

令和 6 年度の食品等流通調査（以下「令和 6 年度調査」という。）は、原材料価格やエネルギーコストの高騰、人手不足の影響、物流の 2024 年問題、プラスチック使用に対する規制を設ける動き、食品ロスの削減、食品リサイクルの推進といった現下の課題を踏まえ、

- ① 食品等の流通における労務費、原材料費、エネルギーコスト、物流費の上昇分の転嫁状況や課題
- ② 物流の 2024 年問題への取組状況や課題
- ③ 食品等の流通における商慣習の現状と課題、デジタル化に関する状況
- ④ プラスチックの使用規制等に関する国際的なルール化の動きに対する影響・懸念、プラスチック削減・資源循環に関する現状や食品ロスの削減や食品リサイクルの取組状況

等を把握することを目的として実施することとした。

また、小売業者と仲卸業者等との間に交渉力の差がある中で、仲卸業者等から「小売業者との間における生鮮食料品等の取引において適正化を図るべき事例が存在しているのではないか」との意見が出されたことを踏まえ、令和 5 年度の食品等流通調査の結果に基づき令和 6 年 3 月 27 日に策定・公表した「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」（以下「生鮮取引適正化ガイドライン」という。）のフォローアップ調査を併せて実施することとした。

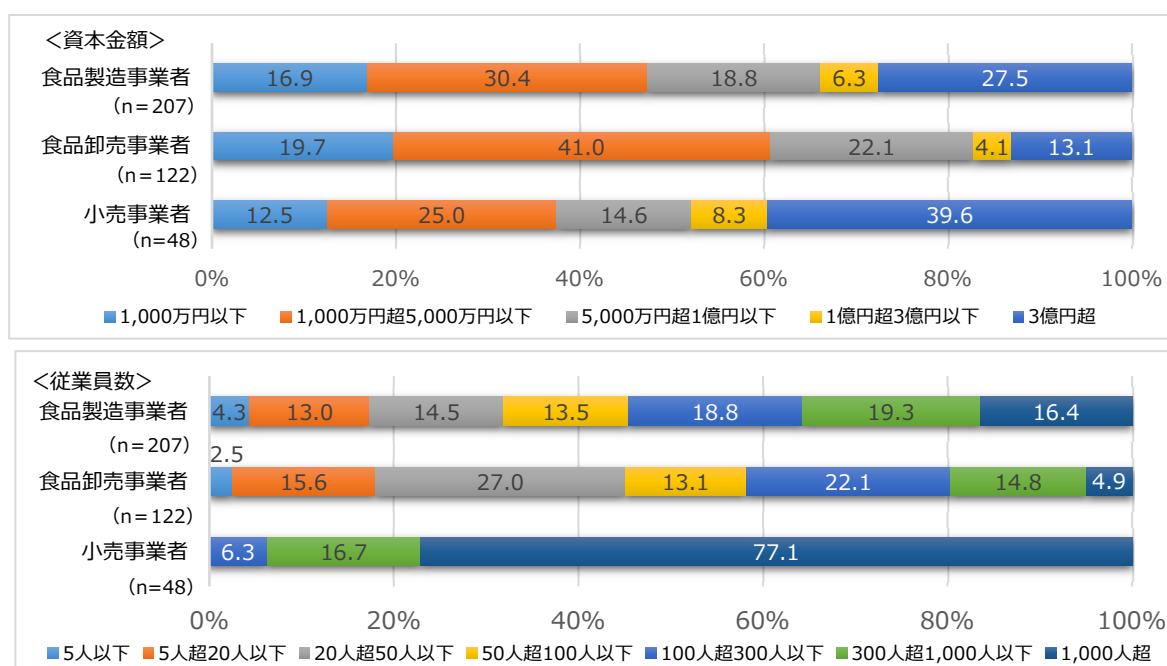
2 調査の実施方法

(1) アンケート調査

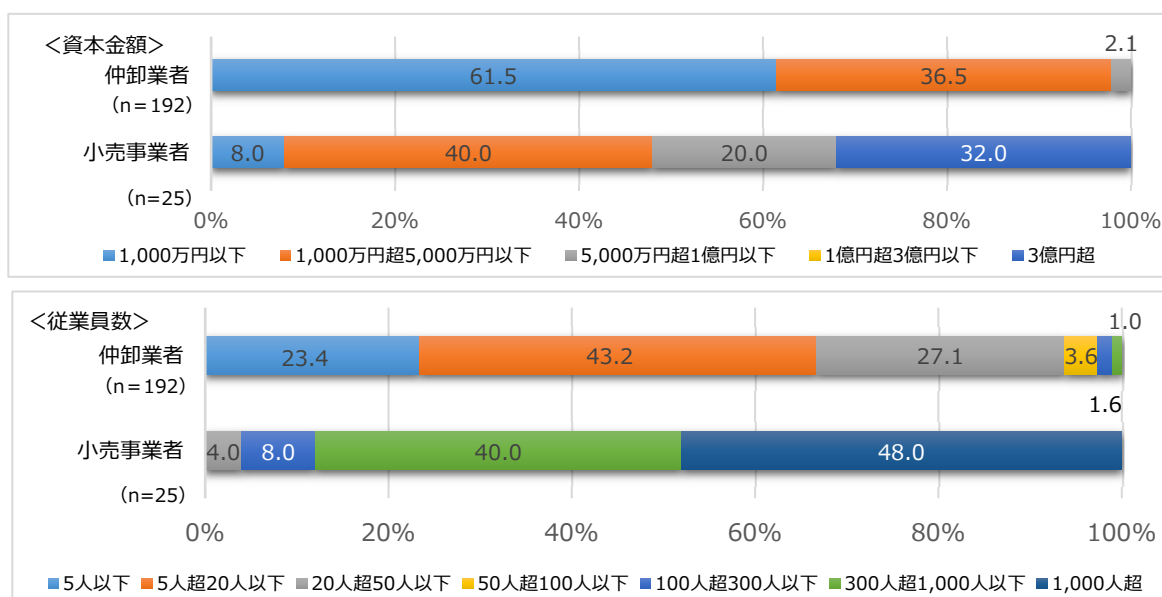
食品製造事業者、食品卸売事業者、小売事業者を対象として、食品等の取引の状況に関する調査（以下「取引状況調査」という。）を実施（令和6年9月～11月）。また、小売事業者及び卸売市場の仲卸業者を対象として、生鮮取引適正化ガイドラインのフォローアップ調査を実施（令和6年11月～12月）。

事業者区分	食品製造事業者	食品卸売事業者	小売事業者	仲卸業者	合計
取引状況調査	207	122	48	－	377
フォローアップ調査	－	－	25	192	217
対象者数合計	207	122	73	192	594

(参考1) 取引状況調査の対象者の資本金額、従業員数



(参考2) 生鮮取引適正化ガイドラインのフォローアップ調査の対象者の資本金額、従業員数

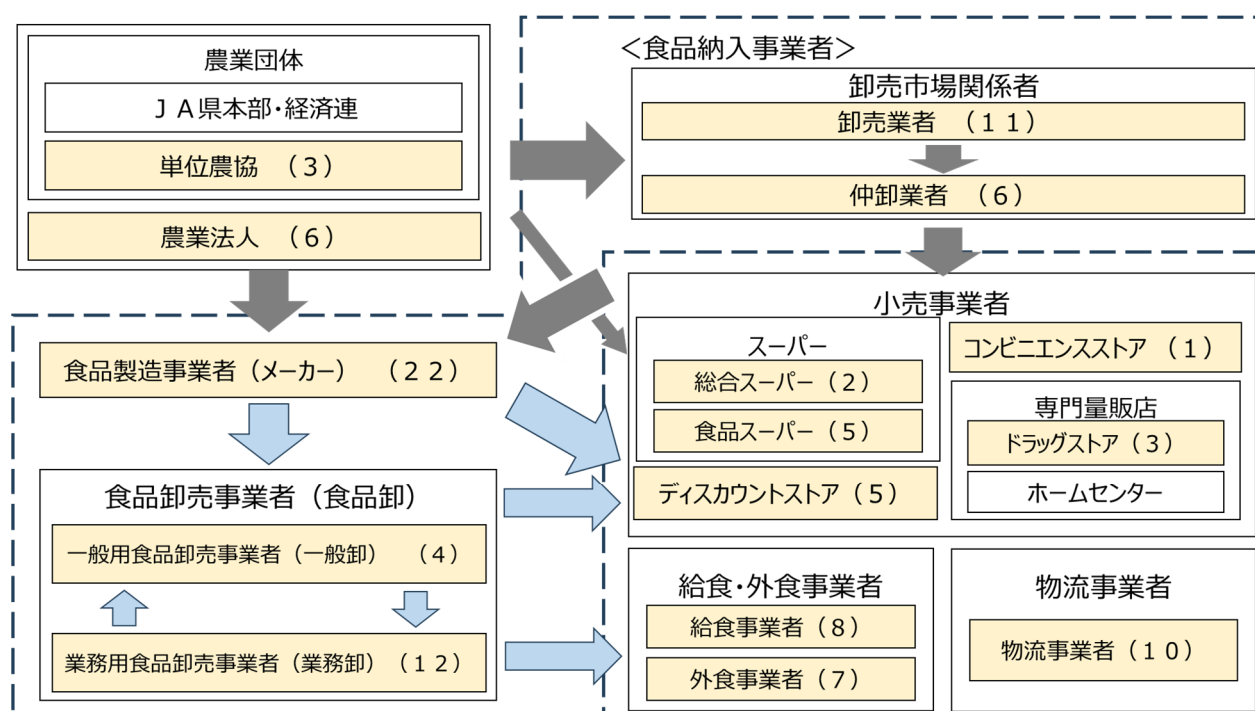


(2) ヒアリング調査

農業団体・農業法人、卸売市場関係者（卸売業者、仲卸業者）、食品製造事業者、食品卸売事業者、小売事業者、外食・給食事業者、物流事業者を対象として、食品等の取引の状況に関するヒアリング調査を実施（令和6年6月～12月）。

事業者 区分	農業団体・ 農業法人	卸売市場 関係者	食品製造 事業者	食品卸売 事業者	小売 事業者	外食・給食 事業者	物流 事業者	合計
対象者数	9	17	22	16	16	15	10	105

（参考）ヒアリング調査対象者の相互関係（主な流通ルート）



（計 105 者）

※（ ）内の数字は令和6年度調査のヒアリング調査の対象者数

※ ：生鮮食料品の流通過程

：加工食品の流通過程

(3) 留意事項

令和5年度の食品等流通調査（以下「令和5年度調査」という。）における食品製造事業者、食品卸売事業者を対象とするアンケート調査では、最初に各事業者には「取引シェア第1位の会社との間の取引における課題」を最大3つ特定してもらい、当該課題に関連した質問項目について回答してもらう方式としていた。

一方、令和6年度調査では、原則として、全ての事業者に対し、全ての質問項目に回答してもらう方式としている。

このため、同じ質問項目であっても、令和5年度調査の結果と令和6年度調査の結果については、単純比較することはできないことに御留意願いたい。

Ⅲ 令和6年度調査の概要

令和6年度調査の主な調査項目である「価格転嫁」「物流」「商慣習の見直し及びデジタル化」「環境配慮」「生鮮取引適正化ガイドラインのフォローアップ」の5つについて、

(1) アンケート調査で得られた全体状況

(2) ヒアリング調査で得られた取組事例や課題

を整理すると以下のとおりである。

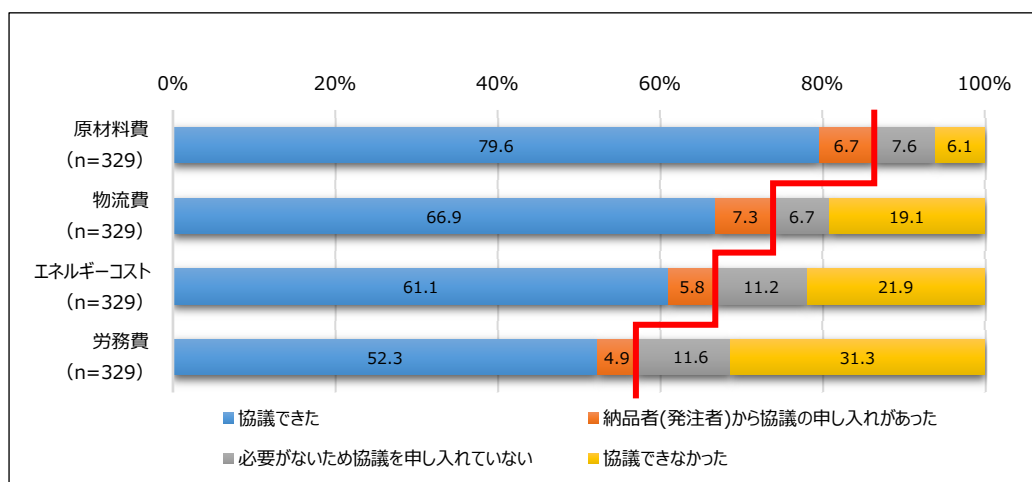
1 価格転嫁

(1) アンケート調査で得られた全体状況

ア 協議状況

食品製造事業者・食品卸売事業者に対し、価格転嫁の協議状況について質問したところ、「協議ができた」理由としては、

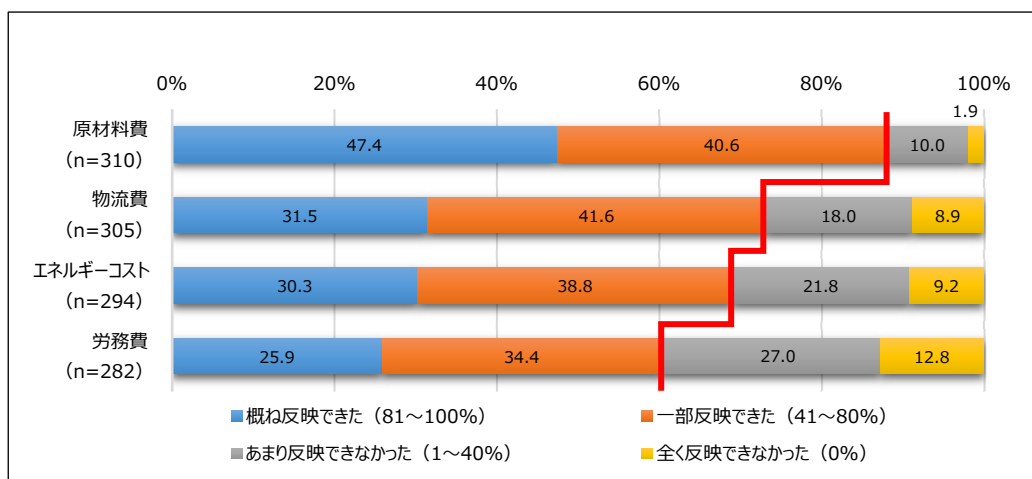
- ・ 原材料費、物流費、エネルギーコストの順で高く、
- ・ 労務費を理由とする協議ができた割合は約6割にとどまった。



イ 反映状況

食品製造事業者・食品卸売事業者に対し、どの程度、価格転嫁ができたかを質問したところ、これについても、

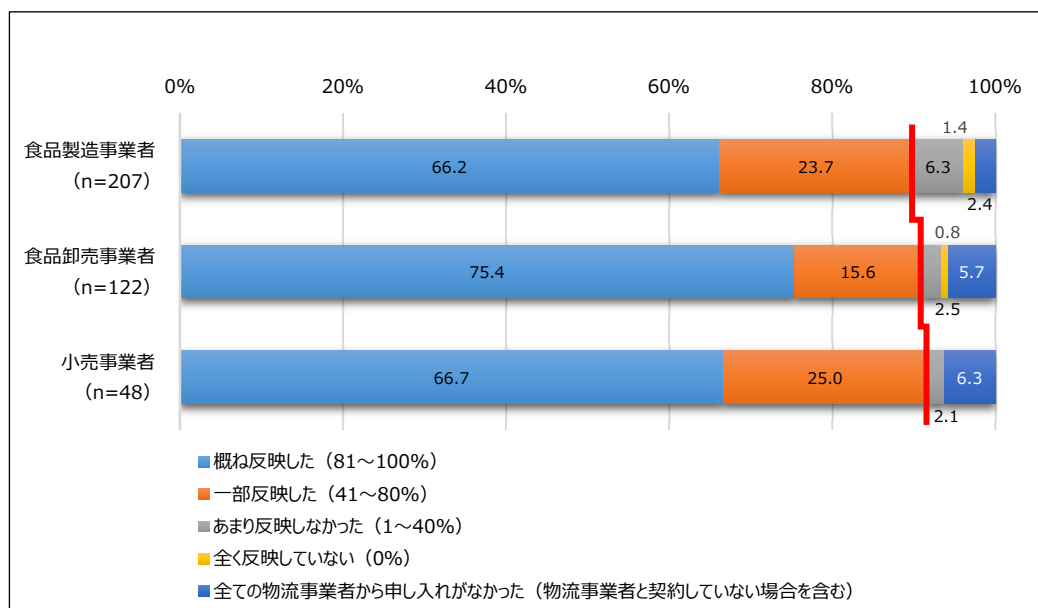
- ・ 原材料費、物流費、エネルギーコストの順で高く、
- ・ 労務費を理由とする協議においては、「概ね反映できた」との回答は3割未満であり、「一部反映できた」との回答まで含めても約6割にとどまった。



ウ 物流事業者への対応状況

食品製造事業者・食品卸売事業者・小売事業者に対し、物流事業者からの運賃値上げに関する要請への対応状況について質問したところ、いずれの業者においても、

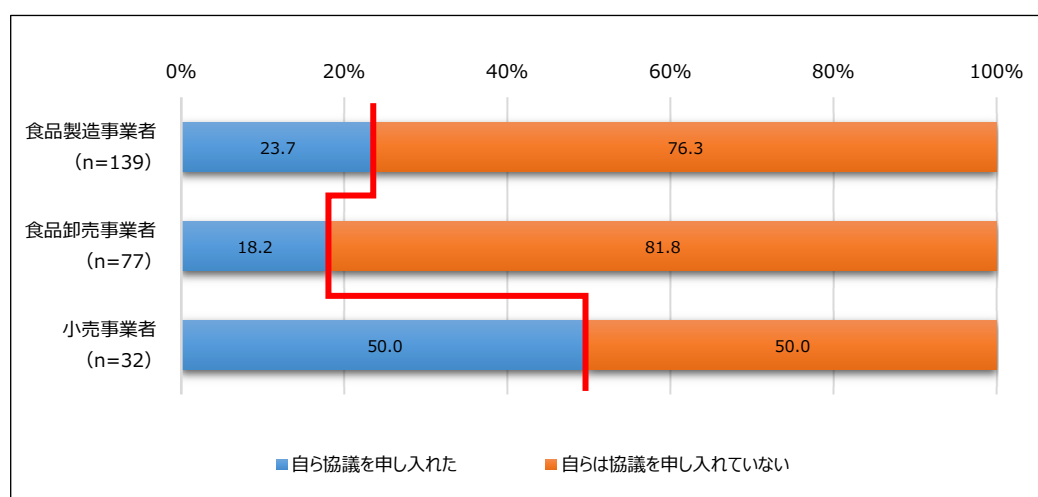
- ・ 「概ね反映した」との回答が約7割となっており、
- ・ 「一部反映した」との回答まで含めれば、9割以上の対応状況となっていた。



エ 運賃値上げに関する要請のなかった物流事業者への対応状況

食品製造事業者・食品卸売事業者・小売事業者に対し、運賃の値上げの申し入れがなかった物流事業者への対応について質問したところ、

- ・ 食品製造事業者・食品卸売事業者の約2割から「自ら協議を申し入れた」と回答があったほか、
- ・ 小売事業者では5割の事業者から「自ら協議を申し入れた」との回答があった。



(2) ヒアリング調査で得られた取組事例や課題 <価格転嫁>

● 農業団体・農業法人

- ・ 値上げ交渉は卸売市場側も協力的。比較的高く買ってくれるところへ売っている。
- ・ 最近の経費高騰の影響で価格交渉は聞いてもらいやすく、お互い根拠をもって対応している。
- ・ 経費抑制のため、中身の数量削減、コンテナ出荷、加工品向け出荷割合の増加等を行っている。
- ・ 価格交渉はしやすくなったが、労務費を理由とした交渉は難しく、提示額の半分ほどしか反映されない。
- ・ 近年は気候変動で不作が続き、契約時に決めた数量を納められていないため、価格交渉がしづらい。
- ・ 契約販売の方が価格転嫁しやすいが、収穫量減少のため契約数量通りに納品できるか危惧している。
- ・ 価格転嫁を受け入れてくれる事業者取引を絞り込み、値上げ交渉を断るところとは取引をやめた。
- ・ 生産者からコストを反映した価格で買い取り、EC サイトで販売。産地のブランド力もあり売れている。
- ・ 市場相場が低い時は出荷せず、冷凍して加工品の原料にしたり、直売所へのお荷を増やしたりしている。

● 卸売市場関係者

- ・ ここ最近値上げ交渉が増えており、コストの比較表を提示する等、お互いにエビデンスをもって行っている。
- ・ 量販店の意識が変わり、販売価格の値上げについて声がけをされるようになったので驚いている。
- ・ 小売に対して「特売はしない」とはっきり断っている。他社に乗り換えるという脅しめいたものもない。
- ・ 青果物や鮮魚は相場で値が決まるので、価格転嫁を行うのは難しい。
- ・ 冷蔵保存が必要な水産物の場合、保存期間延長によるコスト増に関する転嫁交渉は難しい。
- ・ 労務費を理由とした交渉では、企業努力で頑張してほしいという雰囲気があり、いまだ価格転嫁が厳しい。
- ・ コストを含んだ価格でなければ販売できないと交渉し、できないところとは取引をやめるようにしている。
- ・ 量販店より個人商店や料理店のほうが価格転嫁に柔軟に対応してくれる。
- ・ 価格ではなく中身で勝負できるよう、新商品の開発等の工夫をしている。

● 食品製造事業者

- ・ 取引先の食品卸も価格を上げたいので、価格交渉には協力的な事業者が多い。
- ・ 価格転嫁の準備や交渉を重ねており、反映が遅れるといったタイムラグの問題にはなりにくい。
- ・ 原材料費の高騰以外の理由で価格改定交渉を行ったが、根拠を十分に提示することで理解が得られた。
- ・ 本来は更に値上げしたいが、これ以上の値上げは消費者に買ってもらえなくなってしまう。
- ・ 「値上げするなら棚に商品を置かない」と示唆されたり、値上げ後に取扱店舗を 70%減らされたりした。
- ・ 値上げによる販売数量の減少で売上が下がることを小売のバイヤーは懸念している。
- ・ 冷凍カット野菜は製造から 1 年かけて出荷することになるが、その間の保管料などの価格転嫁は難しい。
- ・ カット野菜は基本価格が固定されるため値上げが難しく、採算が取れなくなると撤退せざるを得ない。
- ・ 今後は原材料費の高騰以外の理由による価格転嫁に対してもしっかりと対峙することが必要である。

● 食品卸売事業者

- ・ 物流の 2024 年問題が浸透したおかげで、得意先に配送コスト増加分の価格転嫁を受け入れてもらえた。
- ・ 値上げの根拠として原材料費の高騰は必須ではなく、労務費等を理由とした場合でも価格転嫁を受けている。
- ・ 値上げと同時に内容量を増やすことで、消費者からの理解が得られ、売上を拡大した商品もある。
- ・ 地方では中小小売店は先に値上げできないので、大手小売店に率先して値上げをしてほしい。
- ・ 給食提供事業者との交渉では、年 2 回のメニュー改定の時期を逃すと最長で半年我慢しなければならない。
- ・ 学校給食は一般入札方式が多く、価格転嫁すると競合他社が落札してしまうので、値上げが難しい。
- ・ 外食産業はメニューや価格の変更を行いやすいため、価格転嫁しやすい。
- ・ 学校給食では、食材の高騰によりデザートにまで材料費が回らず、フルーツ缶詰の需要が減った。
- ・ 仕入先から大量に値上げの要請があり、納品価格への反映が間に合わず、自社で吸収した。

● 小売事業者

- ・ メーカー、食品卸からの値上げ要請に対して、しっかり対応するよう、社内周知している。
- ・ 値上げの相談のない商品については、メーカーからの値上げ要請を食品卸が断っていないかを確認している。
- ・ メーカーから価格転嫁は言い出しにくいのではないかと推察し、自らメーカーに商談を持ち掛けている。
- ・ 競合店の価格に対抗するためには売価を据え置きせざるを得ない。
- ・ 価格を据え置くために価格改定の直前に大量仕入れを行う小売と、それを許容するメーカーがいる。
- ・ 値上げ要請のないメーカーや食品卸に対して、自社からの働きかけは行っていない。
- ・ 物流センター内で加工して製造コストを下げることで、値上げしにくい青果物で利益を確保している。
- ・ エネルギーコスト、労務費等による自社コストの増加分は、節電、業務効率化等の自社努力で対応している。
- ・ これまでは全店ワンプライスだったが、エリア別の売価設定に変更し、収益構造の改善を図っている。

● 外食・給食事業者

- ・ 原材料費の値上げ頻度が著しいため、次回改定までの値上がり分を予測した上で、価格設定している。
- ・ 原材料価格が高騰した場合でも、外食業界の一般的な原価率 30%になるように価格を設定している。
- ・ 運賃値上げは、ドライバー不足、労働基準法改正、利益の確保を踏まえつつ、数年前から徐々に行ってきた。
- ・ 原材料の仕入価格は上がっているが、納入先に価格転嫁できていないので、自社の負担が大きい。
- ・ メインメニューの価格は据え置き、サイドメニューやトッピングを値上げした（外食事業者）。
- ・ 学校給食は、調達価格が安すぎるため、入札が不調に終わることが増えた。
- ・ 病院や介護施設への値上げを相談すると、診療報酬や介護報酬の改定を待ってくれと言われる。
- ・ 配達給食弁当の値上げは、福利厚生費の非課税枠上限を理由に渋られることがある。
- ・ 値上げを行った結果、ビジネス利用が約 6 割に減り、家族利用やランチ利用が増えた（外食事業者）。

● 物流事業者

- ・ 運賃値上げ交渉では、ゼロ回答はほとんどなく、8 割の事業者が満額回答してくれた。
- ・ 協力会社との運賃交渉におけるコスト削減の過程で物流や商慣習の見直しを行い、業務効率化を図れた。
- ・ 運賃交渉において荷待ち・荷役にかかる課題についても話しやすくなった。ようやく土俵に上がってくれた。
- ・ 地域ごとの相場運賃に即しており、国土交通省の定める標準的な運賃よりかなり安く運んでいると思う。
- ・ 標準的な運賃を示して運賃交渉をしたところ、他社にさらに安い運賃で仕事を持っていかれた。
- ・ 運賃交渉を継続しているが、取引先もその先への価格転嫁ができていないため、受入れが難しいと言われる。
- ・ 物流費の上昇等により、ノンアセット型^{※1}事業者の中で事業継続が困難な者が増加している。
- ・ 地域によって運賃コストが異なるため、「標準的な運賃」のような一律の基準では適正価格の判断が難しい。
- ・ 繁忙期は荷物を運びきれないので、日程変更等で対応しているが、競合他社に仕事を取られてしまう。

※1 ノンアセット型：（物流システムの提案等を行う）3PL 事業のうち、自社で物流倉庫、車両等を使用しない業態（対義語：アセット型）。

2 物流

(1) アンケート調査で得られた全体状況

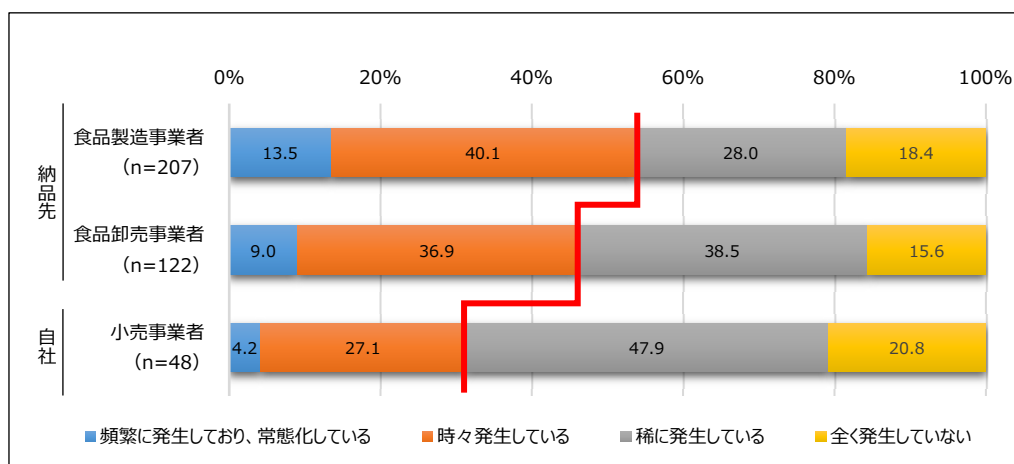
ア 物流費、運賃の価格転嫁の協議状況

p. 5、6 を参照願いたい。

イ 荷待ちの発生状況

食品製造事業者・食品卸売事業者に対し、納品先での荷待ち状況について質問したところ、「常態化している」「時々発生している」との回答は約 5 割であり、単純比較はできないものの、令和 5 年度調査に比べ減少傾向となっていた。

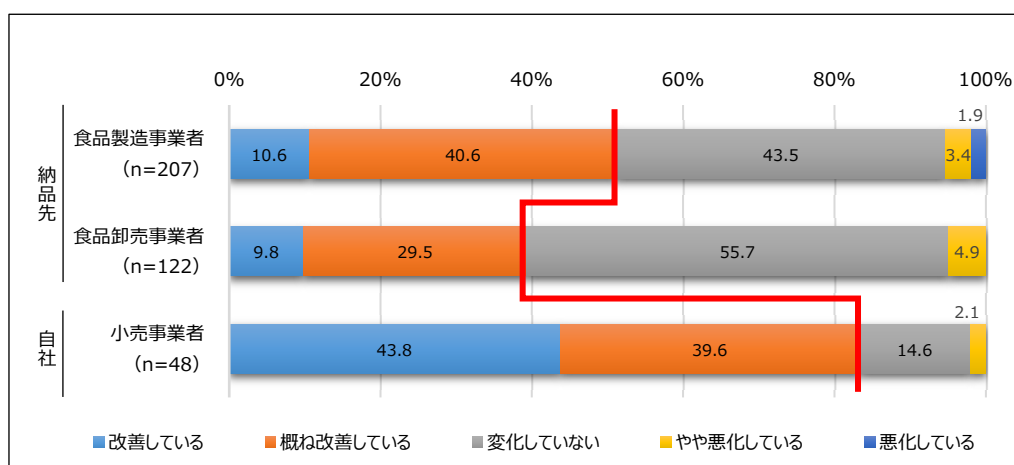
また、これらの事業者の納品先である小売事業者に対し、荷待ち発生状況に対する自己評価を質問したところ、「時々発生している」まで含めても約 3 割であり、「常態化している」との回答は 1 割未満であった。



ウ 荷待ちの改善状況

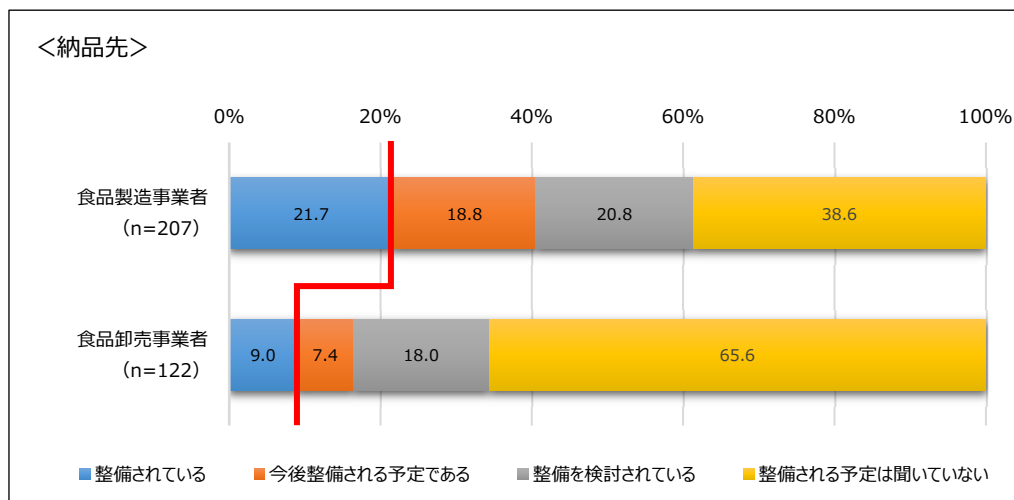
食品製造事業者・食品卸売事業者に対し、納品先での荷待ちの改善状況について質問したところ、「改善している」「概ね改善している」との回答が食品製造事業者では 5 割を超え、食品卸売事業者では約 4 割を占めていた。

また、これら事業者の納品先である小売事業者に対し、改善状況に対する自己評価を質問したところ、「改善している」との回答が 4 割を占め、「概ね改善している」まで含めると 8 割以上となっていた。

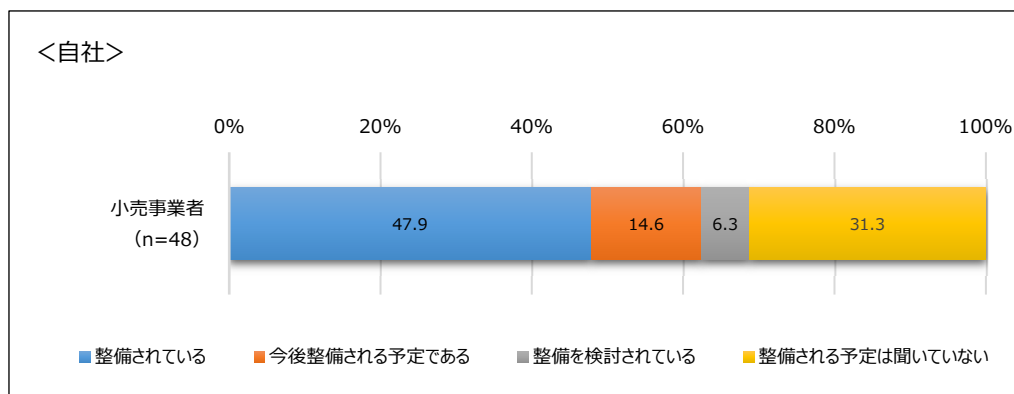


エ トラック予約システムの整備状況

食品製造事業者・食品卸売事業者に対し、納品先におけるトラック予約システムの整備状況について質問したところ、「整備されている」との回答は食品製造事業者で約 2 割、食品卸売事業者で約 1 割となっており、令和 5 年度調査からの大きな変化は見られなかった。



他方、これら事業者の納品先である小売事業者に質問したところ、「整備されている」との回答が約 5 割、「今後整備予定」との回答まで含めると 6 割以上となっており、単純比較はできないものの、令和 5 年度から更に取組が進んでいる様子がうかがわれた。



(2) ヒアリング調査で得られた取組事例や課題＜物流＞

● 農業団体・農業法人

- ・ 標準仕様パレット（11 型）に合わせるために外装サイズを変える等、できることから始めている。
- ・ パレット化したことで外装（段ボール箱）が汚れにくくなり、小売からの返品やクレームが減少した。
- ・ 物流の取組により 3 日目から 4 日目販売になったが、予冷車運送で品質劣化をカバーし、影響は出ていない。
- ・ 標準仕様パレットにすることで積載効率が落ちたが、輸送形態が変わる中では仕方ないと思う。
- ・ 標準仕様パレット用に外装サイズ変更の相談があるが、費用は自社負担のため、物価高の現状では厳しい。
- ・ 運賃は直近の数か月で上昇しており、一部地域との取引も運賃上昇を理由に中止した。
- ・ 最寄りの JA に運送の相談をしたところ、包装等を一切変えず輸送できると提案いただき、お願いしている。
- ・ 以前は集荷～運送まで同一の便だったが、現在は集荷便と運送便に分かれ、集荷便は別料金になった。
- ・ 近隣市場以外への運賃が近隣向けに比べ 7 倍以上高い。新しい取引先を開拓する際、送料がネックになる。

● 卸売市場関係者

- ・ 市場専用のパレットを産地に持って行ってもらい、パレットに積んでもらって、市場内で積み替えている。
- ・ 通常の卸売場とは別の場所にパレット優先の荷降ろし場所を確保することでパレット化を進めている。
- ・ 一部産地とは共通パレットで市場間輸送を行っている。市場内は市場用パレットで効率化を行っている。
- ・ パレット回収率向上のための積替えやパレットの廃棄などに負担が掛かっている。
- ・ 各社の冷凍庫によって利用可能なパレットサイズが異なるので、積替えが発生して負担になっている。
- ・ 中継等により輸送日数がプラス 1 ～ 2 日かかり、鮮魚の鮮度が低下してしまう。
- ・ 高単価の品目（ホタテ、いちご等）を運ぶ際、トラック輸送を航空便に切り替えたら輸送時間が短くなった。
- ・ 運送会社からフォークリフトオペレーター※²の配置の相談があり、費用面を踏まえ調整している。
- ・ 他市場の荷も降ろされるので、それも管理しているが、管理費等を誰が負担するか整理する必要がある。

※ 2 フォークリフトオペレーター：倉庫や工場内でフォークリフトを運転し、荷物の運搬や積み込みを行う作業員。

● 食品製造事業者

- ・ トラック予約システムの導入により、3 ～ 4 時間の荷待ちが 30 分未満に短縮された。
- ・ 自社配送のトラックが稼働していない時間帯に小売の商品を配送し、車両の有効活用を図っている。
- ・ 積載効率の低い路線は、配送頻度を下げて台数を減らすことで積載効率の改善を図っている。
- ・ JR 貨物を利用しているが、冷凍コンテナが少ないため、今後の利用拡大は厳しい。
- ・ 悪天候で鉄道が止まると後発のトラック輸送品と賞味期限の日付逆転が生じ、受取拒否される場合がある。
- ・ パレットを鉄道・船舶用のコンテナ内に押し込む機能が未整備のため、現状では原則バラ積みである。
- ・ パレットの紛失が問題となっており、毎年多額の損害が出ている。
- ・ 物流事業者の撤退により、路線便で配送できなくなったエリアがある。
- ・ 予約システムが導入されたが、早い者勝ちで予約が取れない。時間通りに行っても作業員不足で待たされる。
- ・ 船員の不足・働き方改革が問題という意味で「船舶の 2024 年問題」も想定している。
- ・ 工場で製造した製品を工場から比較的近い消費地に届ける加工食品の「地産地消」に取り組んでいる。
- ・ 遠方への納品、荷物の引き取りにはフェリーを使用しており、冷凍庫の電源供給設備が完備されている。

● 食品卸売事業者

- ・ 検品作業は納品トラックを帰した後に行っており、ドライバーの待機は必要ない。
- ・ 得意先（外食等）への配送頻度を週5回から週2～3回に減らすことで効率化を図っている。
- ・ メーカーからリードタイム延長やロットをまとめるよう要望が来ているので協力している。
- ・ 首都圏や都市部では、物流事業者から人手不足を理由に新規ルート of 配送を断られることが多くなった。
- ・ 共同配送を試みたが、集荷場所、配送先、価格が相手企業にばれてしまう等の問題があり、断念した。
- ・ 往路の積載率は約7割で、帰り便はほぼ空なので、積載効率は4割未満である。
- ・ 遠距離輸送される青果物は、中継輸送が行われるようになり、輸送日数が1～2日延びている。
- ・ 離島への配送は船賃が高いため、メーカー、小売、当社で1/3ずつ出し合っている。
- ・ 雪の影響を受ける地域の学校給食は通行止め等で当日納品できない日もあるため、前日納品が当たり前。

● 小売事業者

- ・ 食品卸の協働を働きかけており、互いの物流センターが近い場合は共同配送をお願いしている。
- ・ 商品カテゴリー、店舗別の配送計画の見直しで多頻度納品を減らし、減便と日差変動の縮小を実現した。
- ・ 荷待ちが3時間以上の場合もあったが、トラック予約システムの導入で30分程度に短縮できた。
- ・ 物流の2024年問題の影響で集荷してくれる者が減り、青果が集まりにくくなっている。
- ・ 着荷主がトラックの予約時間を変更したことで荷待ちが発生しても、着荷主側は荷待ちゼロとみなしている。
- ・ 同業他社との共同物流を進めるためには、他社や物流事業者取引価格を知られない仕組みが必要。
- ・ 物流の2024年問題で遠方産地からの青果物輸送が困難になる可能性があり、近隣での調達を検討中。
- ・ トラックバスの予約時間が重なった場合、受付時間を延長するなど現場で対応している。
- ・ 商品カテゴリーを従来より細かく分類し、それらを店舗配送する曜日を分散させ、物量の平準化を行った。

● 外食・給食事業者

- ・ トラック予約システムを導入し、予約を時間割で整理することで納品予定時間をコントロールしている。
- ・ トラック予約システムの導入によって、倉庫での荷待ちが30分程度から10分以内に改善した。
- ・ セントラルキッチン^{※3}への納品で荷待ちが多かったが、納品先を近くの倉庫に変更することで解決した。
- ・ ドライバー不足で繁忙期に荷物が運びきれない場合は、2日に分けて配送をお願いしている。
- ・ 店舗配送の減便により一回の配送量が増えたことで、賞味期限内に使い切れずに、食品ロスが増加している。
- ・ 学校の給食室の冷凍庫は容量に限りがあるため、数日分を納品されても保管できない。
- ・ 倉庫で荷待ちが発生すると、次回以降の納入時間をドライバー相互で調整している。
- ・ 輸入品は12型パレットを使用しているので、12型パレットが主流となっている。
- ・ 食品卸から女性ドライバーでも運べるように、ビール樽を小さいサイズで発注してほしいと要望があった。

※3 セントラルキッチン：複数の飲食店や施設（レストラン、学校、病院等）向けに、料理や食材の調理・加工を専門に行う施設。

● 物流事業者

- ・ 積載効率は100%。取引先は片道単価。各所に出先があるので、そこで復荷の手配をしている。
- ・ 委託先の物流事業者を1社ずつ回り、高速利用を推進し、時間外労働の上限を超えないよう促している。
- ・ 11型パレットに合わせてケースのサイズを標準化しているメーカーがあり、物流会社として歓迎している。
- ・ 二次下請以降の事業者の状況については直接把握できていない。業界全体としても把握は難しいと思う。
- ・ 農産品輸送において協力会社（二次請以降）に超過労働の懸念があり、潜在的なリスクとなっている。
- ・ トラック予約システムを導入しても、予約時間前に周辺で待機しているため、実質の待機時間は変わらない。
- ・ 納品先がレンタルパレット未利用のため、パレットの積替えやバラ降ろしが発生している。
- ・ 植物油のタンクローリー輸送を効率化するため、荷受側で移送用ポンプの設置に取り組んでほしい。
- ・ 関東は輸送量が多いため、荷主にお断りしなくてもロットがまとまる。

3 商慣習の見直し及びデジタル化

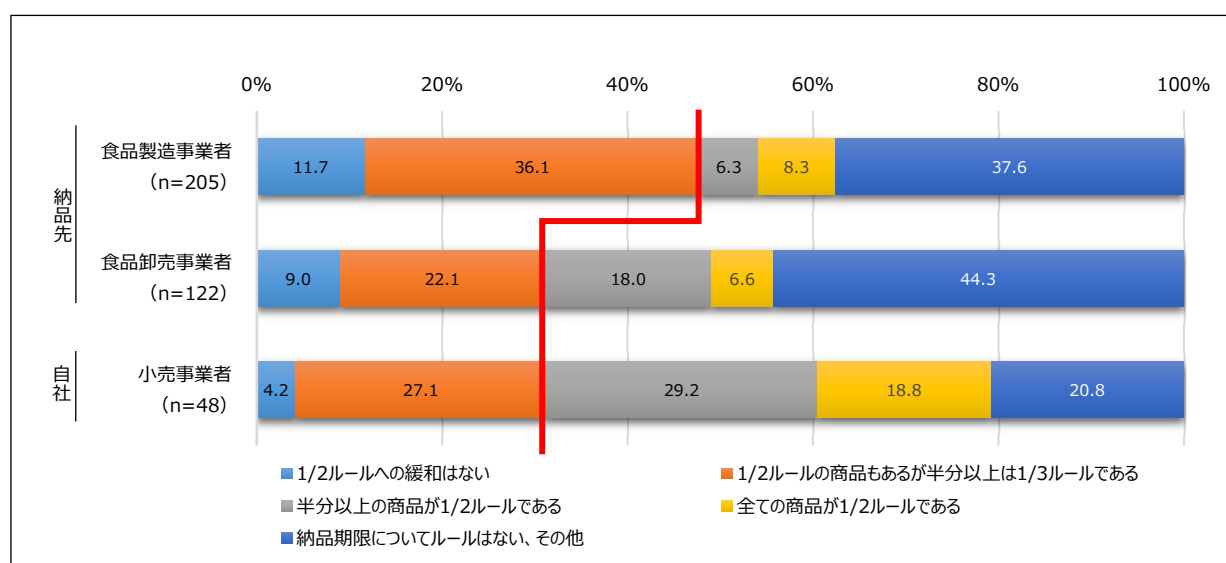
(1) アンケート調査で得られた全体状況

ア 納品期限の状況

食品製造事業者・食品卸売事業者に対し、納品先から指定される納品期限について質問したところ、

- ・ 「1/2ルールへの緩和はない」との回答は1割程度であったが、
- ・ 「1/2ルールの商品もあるが半分以上は1/3ルール※⁴」との回答が最も多く、
- ・ 「全ての商品が1/2ルール」との回答は1割未満にとどまった。

他方、小売事業者に対し、納品期限ルールの設定状況を質問したところ、「全ての商品が1/2ルール」との回答が約2割、「半分以上の商品が1/2ルール」との回答が約3割を占めており、食品製造事業者・食品卸売事業者の回答とは乖離が見られた。



イ 納品リードタイムの状況

小売事業者に対し、食品卸売事業者等への発注から小売の店舗納品までのリードタイム（以下「LT」という。）について質問したところ、

- ・ 令和5年度調査同様、LT1（翌日納品）が5割以上となっていたものの、
- ・ 日配品、冷凍食品において、LT2（翌々日納品）の割合がそれぞれ約5%増加するなど、LT延長の取組が着実に進められている様子が見られた。

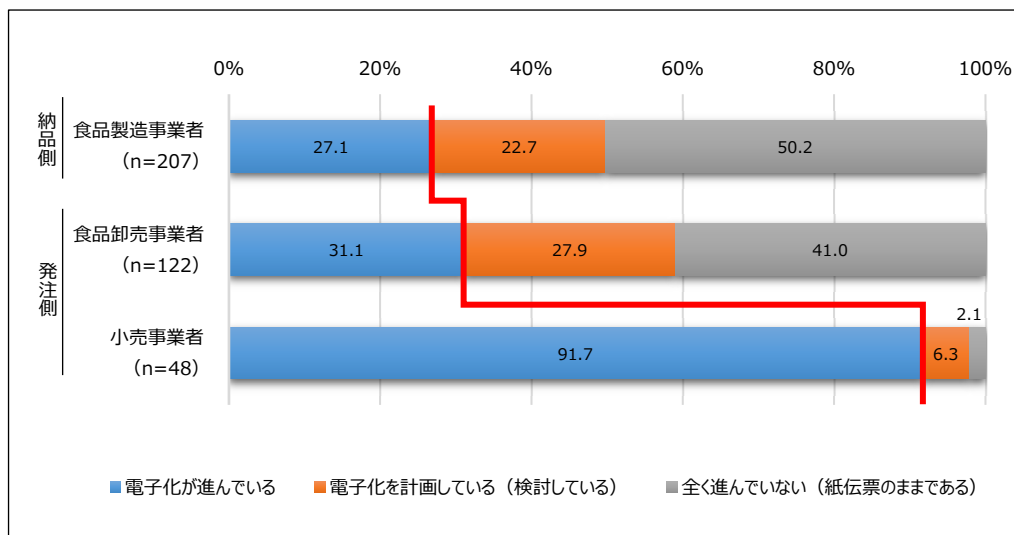
	ドライ品 (常温品)	日配品 (チルド品)	冷凍食品	店舗直送品 (パン等)
リードタイム0日 (当日納品)	13.5	8.3	11.1	6.1
リードタイム1日 (翌日納品)	56.8	55.6	58.3	54.5
リードタイム2日 (翌々日)	24.3	36.1	30.6	39.4
リードタイム3日 (中2日)	2.7	0.0	0.0	0.0
リードタイム4日以降	2.7	0.0	0.0	0.0
リードタイムはない	0.0	0.0	0.0	0.0

(n=37)

ウ 納品伝票の電子化の状況

納品伝票の電子化の状況について質問したところ、

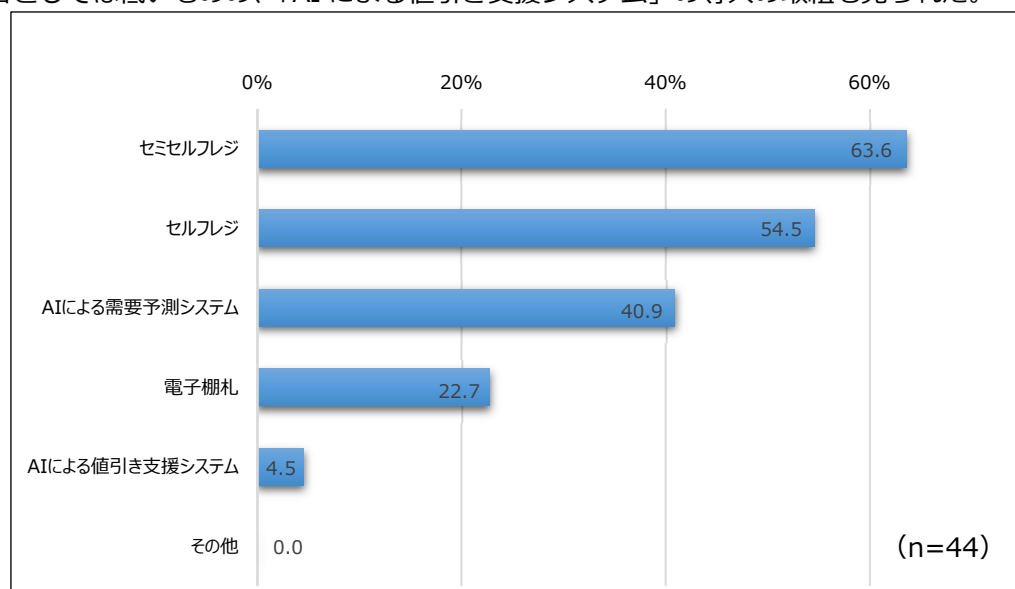
- ・ 食品製造事業者（納品側）、食品卸売事業者（発注側）では、「電子化が進んでいる」との回答が約3割にとどまっていたことに對し、
- ・ 今回のアンケートにおいて比較的大規模な企業が多かった小売事業者（発注側）では9割以上が「電子化が進んでいる」と回答していた。



エ 小売事業者の DX 化の取組状況

小売事業者に対し、DX 化の取組状況について質問したところ、

- ・ 割合としては、「セミセルフレジ※⁵」、「セルフレジ※⁶」の順で多かったが、
- ・ 「AI による需要予測システム」も約4割を占め、単純比較はできないものの、令和5年度調査に比べ1割程度増加していたほか、
- ・ 割合としては低いものの、「AI による値引き支援システム」の導入の取組も見られた。



※4 3分の1（1/3）ルール：サプライチェーンにおいて存在する、賞味期間の3分の1以内で小売店舗に納品する慣例。このルールのもとでは、賞味期限を基準とした厳しい納品期限を取引先より設定される場合がある。

※5 セミセルフレジ：店舗の会計時に、商品のスキャンは店員が行い、会計のみを顧客自身が行うシステム。

※6 セルフレジ：店舗の会計時に、商品のバーコード読み取りから会計までを顧客自身が行うシステム。

(2) ヒアリング調査で得られた取組事例や課題〈商慣習の見直し及びデジタル化〉

● 農業団体・農業法人

- ・ 返品の際は必ず商品の状態が分かるように写真を送ってもらっている。
- ・ 働き手は主にパートや技能実習生である。技能実習生は待遇を良くしているため毎年来てくれている。
- ・ 量販店との商談で言葉遣い等に気を遣ってくれている雰囲気があり、良い方向で改善している実感がある。
- ・ 大手取引先のシステム改修により、入金時期が急に変更されたことがあった。
- ・ 納品先のセンターの横持ち時に商品を傷めており、クレームが急増していた。
- ・ リードタイムを LT2（翌々日納品）にしたいが、注文が来なくなるので現状は LT1 のままである。
- ・ 支払事務効率化のため試験的に nimar^{※7}を使ったところ負担が減り、生産者から好評だった。
- ・ 全農のシステムへの手入力や、FAX でのやり取りが負担になっている（単位農協）。
- ・ 卸売市場と休日がずれており、繁忙期は日曜出荷もあるため社員の負担になっている（単位農協）。

※7 nimar：出荷者との業務連絡や取引業務を効率化するためのサービス。出荷者との集荷・販売連絡、送り状・販売原票の作成、資材の受発注等のサービスがある。

● 卸売市場関係者

- ・ 返品の際は、商品の写真等を送付してもらい、該当する商品のみ返品を受け、値引きしている。
- ・ 量販店から「新入社員やバイヤーに返品方法を教えてほしい」との依頼があり、研修を実施した。
- ・ センターフィー^{※8}について、システム利用料も含め細かく明細をもらっているため、不透明感はない。
- ・ セリ時刻を早朝から前日の夜に変更することで、深夜・早朝勤務が減少し、社員が辞めなくなった。
- ・ オンラインセリへの移行で人員を8割減らすことができ、営業や相対取引に人員を回せるようになった。
- ・ 不良品は1個だけなのに全部返品された。現物や画像もなくクレーム票のみ送られ、赤伝^{※9}を切らされた。
- ・ センターフィーの用途の説明がないまま、一方的に料率を上げる通知が来た。
- ・ センターフィーの値上げは、契約を打ち切られるおそれがあるので、提示されたら受け入れざるを得ない。
- ・ 従来は留守番電話が多かったが、FAX や LINE でお願いするようにしたところ、幾分対応しやすくなった。
- ・ SNS ツールによる受発注システムを導入しており、時間を問わず注文が入るが、時間外対応はない。
- ・ コロナ禍でセリをやめて電子入札に変えたところ、入札にかかる省人化ができるという新たな発見があった。

※8 センターフィー：小売事業者等が納入事業者に請求する物流センター等の流通業務用施設の使用料。

※9 赤伝：すでに処理された伝票を取り消すために発行される伝票。「赤伝を切る」ことで元の伝票と相殺され、取引を取り消す。

● 食品製造事業者

- ・ 食品卸との契約時にセンターフィーの設定根拠の説明があり、不当な要求はされていない。
- ・ 新たな運送契約締結の際に附帯作業を追加記載しており、既存事業者との契約の見直しも随時行っている。
- ・ 納品先における附帯作業・荷役作業の有無は物流事業者から聞き取って把握し、別途料金を支払っている。
- ・ 工場の人手不足解消のために、全自動フォークリフト、自動棚入機等を導入し、省力化を図った。
- ・ 納品期限の緩和に協力的な小売もいるが、厳しい事業者に合わせている必要があり、1/3 ルールのままである。
- ・ 納品期限は1/3 ルールが主流で、一部の小売は1/4 ルール等更に厳しいルールを求めている。
- ・ 小売に対してリードタイムの延長を希望すると、納品時間の前倒しを要求される。
- ・ 賞味期限を大括り化すると、商品回収が発生した場合に、回収対象の範囲が拡大してしまう。
- ・ 賞味期限の日付逆転（ロット逆転）納品を認めてほしい。
- ・ センターフィーの透明化について強く働きかけてほしい。

● 食品卸売事業者

- ・ 学校給食の食材納品時における附帯業務（段ボール回収）は教育委員会へ相談し、完全に廃止された。
- ・ リードタイムの延長について理解してもらいやすい環境になっている。
- ・ 発注は電子化を進めており、OCR^{※10}の導入、SNS ツールを用いた受注等を実施している。

- ・ 学校給食納品時の附帯作業（棚入れ等）をやめたいが、契約を打ち切られるのが怖くて言い出せない。
- ・ 学校給食では、同じ時間帯に納品時間を指定されるため、複数台の車両で配送しなければならない。
- ・ 台風による休校で学校給食が中止になると、配送途中でも納品済商品の回収や返品を受けている。
- ・ 完全なデジタル化はハードルが高い。一部でも紙の使用が残るのなら、デジタル化する意味があるのか疑問。
- ・ 営業活動の一環として配送をしている側面があるため、荷降ろし等の附帯業務を引き続き行っている。
- ・ 自社配送の場合、附帯業務をしながら取引先の状況を把握でき、新たな提案や営業につなげている。
- ・ 初任給上昇で既存社員との給与格差が発生。直近は新規採用を停止し既存社員の賃金向上に取り組んでいる。

※10 OCR：文字などを画像データとして取り込み、編集可能な文字データに変換する技術。光学文字認識。

● 小売事業者

- ・ センターフィーの設定根拠について、中身の費用、運送費用まで分解して示しており、文章で提示している。
- ・ スーパーで1/2ルールを採用したところ、食品廃棄量や返品が減り、メリットがあった。
- ・ 数年前にRPA^{※11}を導入。商品の売価変更のプロセスを自動化している。
- ・ ドラッグストアは食品の在庫回転が悪いので、食品スーパー等の納品期限緩和の動きに追随するのは困難。
- ・ 賞味期限の日付逆転は、消費者に不利益を与えることになるので、許容することができない。
- ・ メーカー・食品卸からASN^{※12}が送られてくるが、物流センターでは納品時の検品レスには至っていない。
- ・ 賞味期限の大括り化については検討した方が良いと思う。店での管理が楽になる。
- ・ コンビニエンスストアは在庫回転がかなり速いため、1/2ルールでも問題ない。
- ・ 大規模小売店舗立地法（大店法）^{※13}で深夜・早朝の納品が制限されており、規定時間外の納品が難しい。

※11 RPA：ロボットによる業務の自動化。パソコンやシステム上で行われる手作業を自動化するためのソフトウェアをRPAツールという。

※12 ASN：納入業者が物流センター側に出荷情報を事前に通知すること。事前出荷情報。

※13 大規模小売店舗立地法（大店法）：大型店の出店による地域への影響を調整する法律。法律が定める指針において、騒音や交通渋滞などを引き起こす可能性のある深夜・早朝の納品は十分な配慮が求められる。

● 外食・給食事業者

- ・ 外装損傷のある輸入品は返品せずにテープ補修等で使用するようになっている。
- ・ 置き納品ルールを定めており、ドライバーが帰った後に検品を実施している。
- ・ BtoBプラットフォームによる発注のデジタル化により、店舗納品時の検品が不要になった。
- ・ 外食店舗における自動発注は、頻繁なメニュー変更、生鮮食材の使用が多い等の理由から現状では難しい。
- ・ 小さな個人商店や学校給食などは、発注者が年配である等の理由からFAXや電話での発注のままである。
- ・ 納品期限について、賞味期限が切れていなければ問題なく使用している（給食事業者）。
- ・ ホールとキッチンの両方に対応できる人材の育成に取り組んでいる（外食事業者）。
- ・ 当日に休校が決まった場合、納品済みの学校給食用食材の取扱いは取り決めが明確化されていない。

● 物流事業者

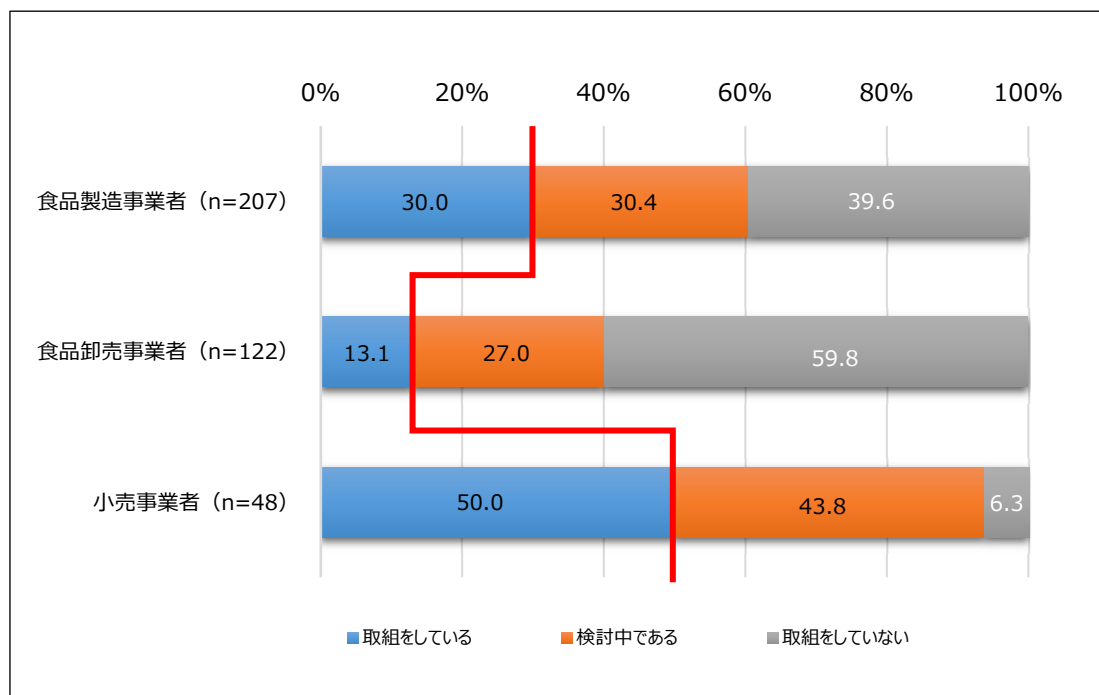
- ・ 発注者情報には価格情報が含まれていないので、共同配送時に卸価格が他の納品先に知られる心配はない。
- ・ AIの自動配車により、属人化していた配車作業を誰でもできるようになった。
- ・ 直近1～2年、倉庫・食品卸のセンター間では情報（ASN）を事前に共有し、納品時の検品は行っていない。
- ・ 負担の大きい附帯作業を納品先でやってもらえれば女性ドライバーがもっと活躍できる。
- ・ 人材不足が懸念されているが、低賃金のため残業時間を減らすと転職されてしまい、負のスパイラルに陥る。
- ・ 後継者不足による廃業が増えている。M&Aの相談も来るが、「平均年齢60代」と言われると厳しい。
- ・ 若手確保に向けた取組として、高校生を対象にした県トラック協会主催の見学会を実施している。
- ・ 会社公認のYouTube配信などを通し、会社の日常業務を知ってもらった結果、若手の入社希望が増えた。
- ・ 運転免許取得費用は全額会社負担である。

4 環境配慮

(1) アンケート調査で得られた全体状況

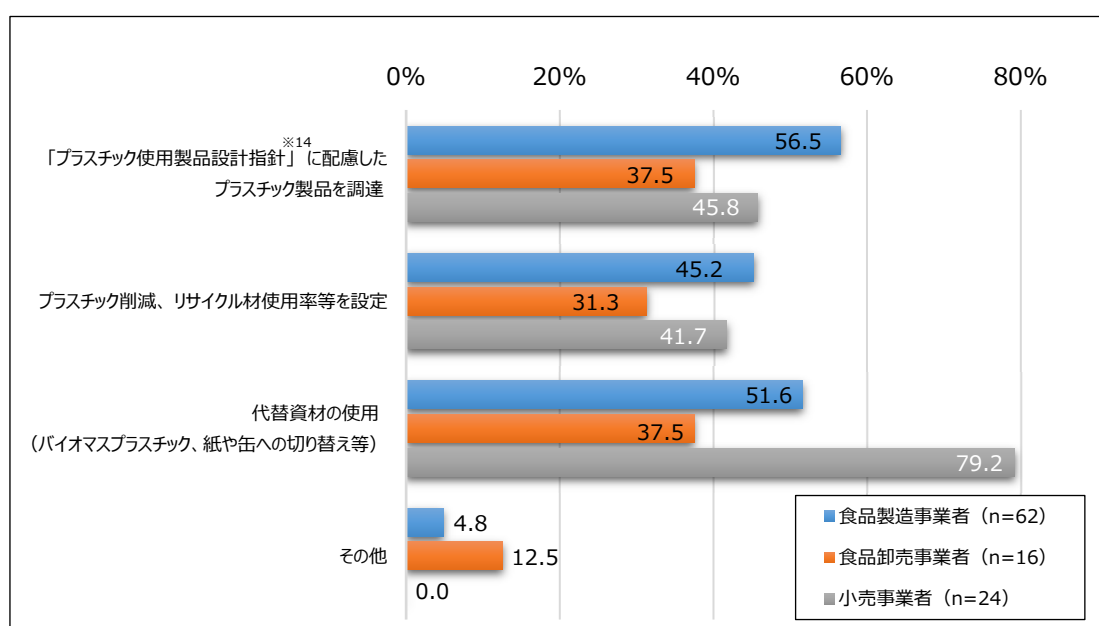
ア プラスチック排出削減への取組状況

現状において「プラスチック排出削減に向けた取組を行っている」のは、食品製造事業者の3割、食品卸売事業者の1割、小売事業者の5割にとどまっていた。



イ プラスチック排出削減に向けた取組

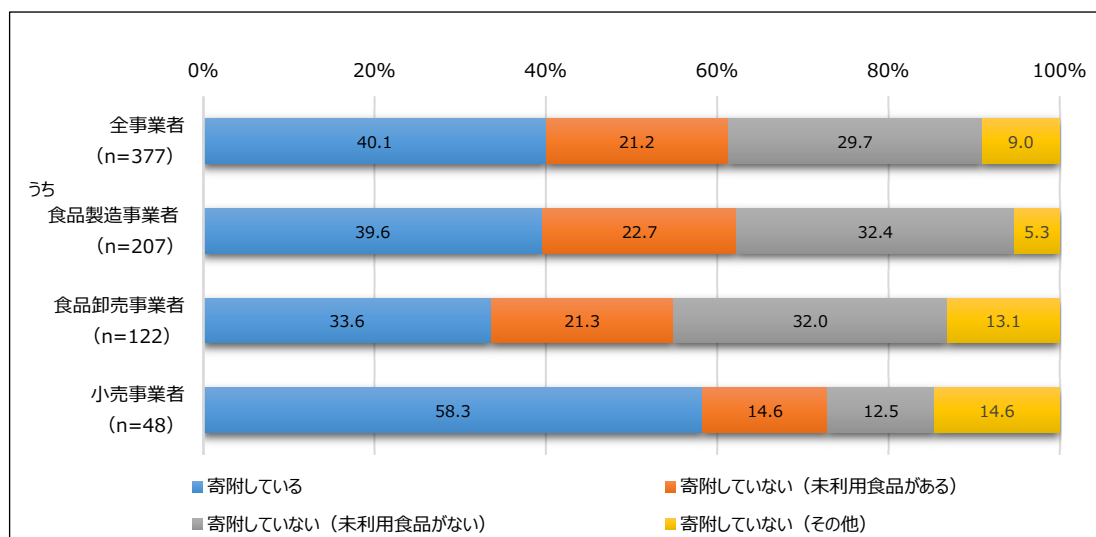
上記アの質問で、プラスチックの排出削減に取り組んでいると回答した事業者に、具体的な取組内容を質問したところ、「代替資材の使用」については、小売事業者の約8割から「取り組んでいる」との回答があった。



※14：プラスチック使用製品設計指針：プラスチック使用製品の設計に当たって、プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項。構造については、プラスチックの減量化、包装の簡素化、単一素材化等が挙げられる。

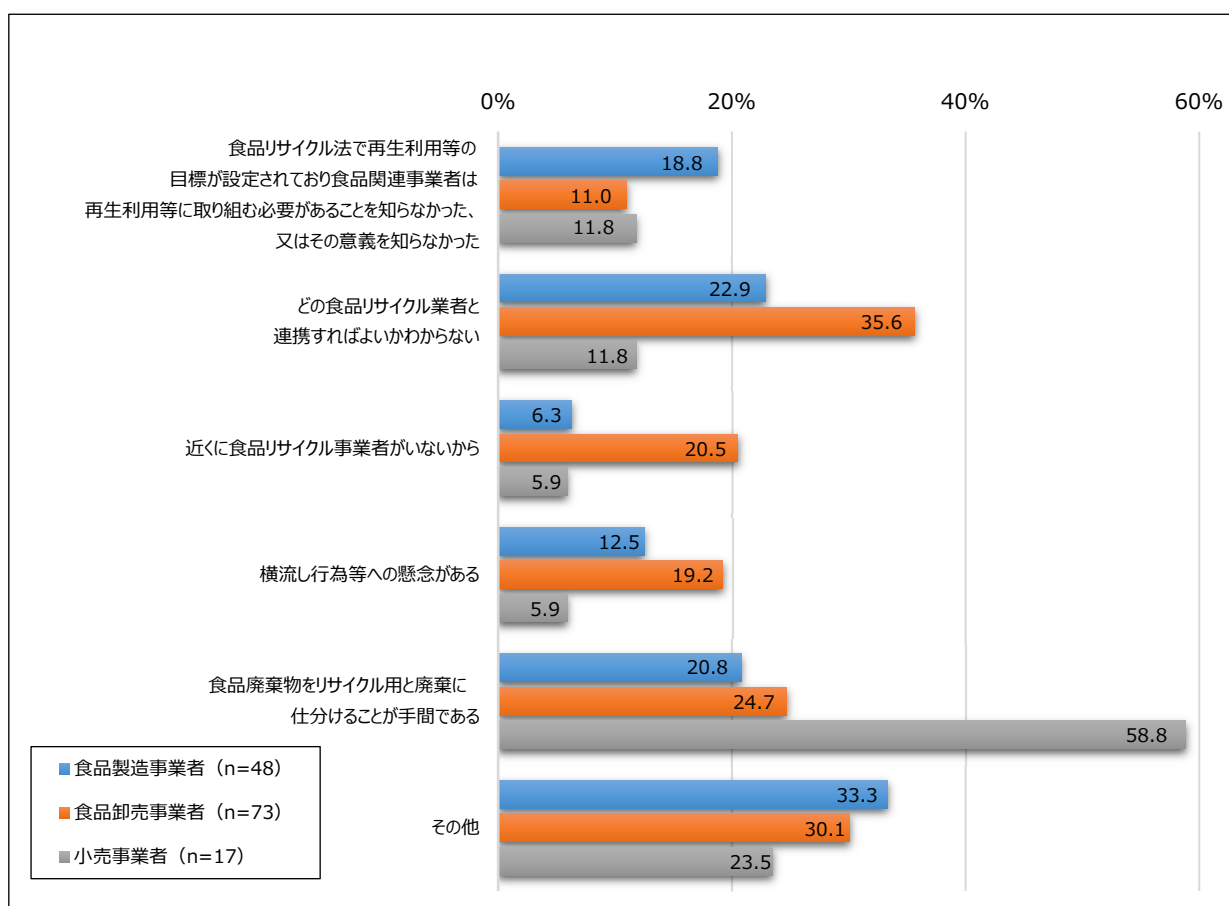
ウ 未利用食品の寄附状況

未利用食品のフードバンク・こども食堂等への寄附状況について質問したところ、全事業者の約4割が「寄附している」との回答であった。一方、未利用食品があるものの「寄附していない」との回答も2割強を占めていた。



エ 食品リサイクルに取り組まない理由

食品廃棄物の再生利用等（肥料や家畜の飼料等へのリサイクル等）に「取り組んでいない」と回答した事業者に理由（課題や問題点）を質問したところ、食品卸売事業者では「どのリサイクル業者と連携すればわからないから」との回答が4割弱であり、小売事業者では「食品廃棄物をリサイクル用と廃棄に仕分けることが手間である」との回答が6割弱と多かった。



(2) ヒアリング調査で得られた取組事例や課題〈環境配慮〉

● 農業団体・農業法人

- ・ 梱包材の強度が出ないといった課題もあるが、経費削減という面も含め、一部を薄くして販売している。
- ・ 規格外品の野菜は直売所で販売。市場相場が悪い場合や余剰分は冷凍・加工して付加価値をつけて販売。
- ・ 野菜の廃棄していた部位や規格外品を使用した自社商品を開発したり、メーカーへ販売したりしている。
- ・ 排気ガス対策として、トラクターにはアドブルー装置^{※15}を入れている。
- ・ 環境配慮の取組が重要であることは認識しているが、そこまで手が回らないのが現状である。
- ・ 食品ロス対策を検討しているが、フードバンクへの提供に経費が掛かるので、昨今の状況では厳しい。

※15 アドブルー装置：廃棄ガス中の有毒な窒素酸化物（NOx）を無害な窒素で水に分解する装置。

● 卸売市場関係者

- ・ プラスチック排出削減のため、客の了承をもらって輸送用の発泡スチロールを回収して再利用している。
- ・ 再利用できない発泡スチロールは、市場内でインゴット^{※16}加工する設備が整っている。
- ・ 食品ロスがでないよう社内管理体制を徹底し、仕入れから3～4日以内に売り捌くようルール化している。
- ・ マグロの骨やアラを餌やサプリメントの原料（魚粉、魚油）にリサイクルする事業者へ販売している。
- ・ 荷崩れ防止のラップはリサイクルできないため、処理費用や時間のほか、環境問題にも影響がある。
- ・ 食品ロス対応として何かしたいが、取り組むにしても経費が掛かるので、現状厳しい。
- ・ フードバンクに何度か提供したが、運賃等負担が大きく、継続的に行うのは難しい。

※16 インゴット：溶融・減容化し、再利用しやすい塊状に加工したもの。ポリスチレン製品の原料等として再利用できる。

● 食品製造事業者

- ・ プラスチック使用量の削減として、包装フィルムの薄肉化等に取り組んでいる。
- ・ ペットボトルの水平リサイクル^{※17}について、同業他社と共同で声明を出して取り組んでいる。
- ・ 外装損傷等の理由で販売できなくなった商品は、フードバンクに寄附している。
- ・ 日本の質の良いリサイクルペットボトルを海外企業が買い取ろうとしており、危惧している。
- ・ 海外にフレーク^{※18}が流出すると国内でプラスチック資源の循環ができなくなる。
- ・ フードバンクから寄附の要請はあるが、全国に商品が分散しているため、提供が難しい。
- ・ フードバンクの指定納品場所へ運ぶ必要があり、運賃が廃棄費用よりも高くなる。
- ・ フードバンク経由では（冷凍食品の）管理状況が不明で安全性を担保できず直接こども食堂に提供している。

※17 水平リサイクル：使用済みの製品を原料として、再び同じ種類の製品を製造するリサイクルのこと。

※18 フレーク：使用済みプラスチック製品を細かく破碎・洗浄・乾燥したもの。

● 食品卸売事業者

- ・ ホタテ貝由来のバイオマスプラスチックを使ったチルド・冷凍弁当の容器を使用している。
- ・ 賞味期限が短くなり店頭販売できない商品は、近隣の幼稚園やこども食堂に寄附することもある。
- ・ こども食堂へ資金の寄附を行っている。メーカーと協力して年1回売上の一部を寄附している。
- ・ 保管設備の余力を活用し、欲しい商品や日時を決めて取りに来てもらうフードバンク事業を実施している。
- ・ レジ袋はバイオマス含有率が高くなると価格が高くなる。得意先からのレジ袋の注文は価格優先である。
- ・ フードバンクから協力の依頼があったが元々の廃棄率が低く提供できる食品がほとんどないためお断りした。
- ・ 食品を寄附できるようにしているが、賞味期限の残りが短い場合、先方の受け入れ条件に合わない。
- ・ 規格外野菜を原材料とした加工食品は、消費者が「規格外なのに価格が普通の商品と同じ」と納得しない。

● 小売事業者

- ・ プラスチック使用量削減のため、バイオマス含有のレジ袋の利用や有料化、カトラリーの木製化等を実施。
- ・ 値引きのタイミングを在庫と販売予測から支援するAIシステムを導入し、食品ロスを削減している。
- ・ フードバンクの要望に応じ、賞味期限が1か月以上残っている加工食品や菓子などを寄附している。
- ・ フードバンクへは、食品だけではなく、ペットフードも寄附を行っている。
- ・ 生鮮食品等について、食中毒等の免責事項を合意した上で、支援団体に直接取りに来てもらっている。
- ・ レジ袋のバイオマスプラスチック含有率が高いと高価になるので、含有率は下げざるを得ない。
- ・ 全店舗合計での食品廃棄量は多いが、各店舗の廃棄量は少なく、リサイクルの仕組みを確立するのが難しい。

● 外食・給食事業者

- ・ 使い終わった学校給食用プラスチック食器は学校給食用トレーの原料としてリサイクルされている。
- ・ 以前は来客予測をもとに調理していたが、受注後に商品を作るシステムに変更し、食品ロスを削減した。
- ・ 外食での食品廃棄は食べ残しがメインで、持ち帰り用の容器としてドギーバッグ^{※19}を提供している。
- ・ 外食で発生する不揃い肉をフードパントリー^{※20}を通してこども食堂へ寄附している。
- ・ 自治体の食品ロス削減事業に加盟している店舗もある。
- ・ 提供するストローをバイオマスプラスチック100%に変更したが、価格が1.5倍になった。
- ・ 食中毒の危険性があるため、ドギーバッグによる持ち帰りは推奨していない。
- ・ 学校給食の食べ残しには、醤油やストローの袋などのごみが混じっているため、リサイクルは難しい。

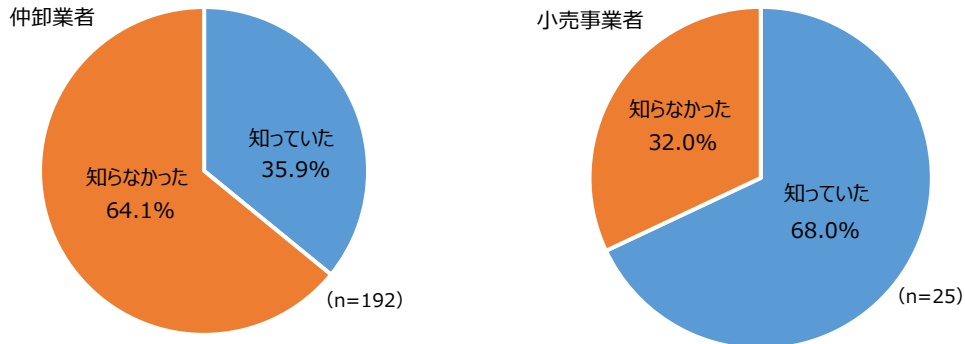
※19 ドギーバッグ：飲食店等で食べ残した料理を持ち帰るための容器。

※20 フードパントリー：経済的な困難を抱える人に、食料を無償で提供する活動やその場所。

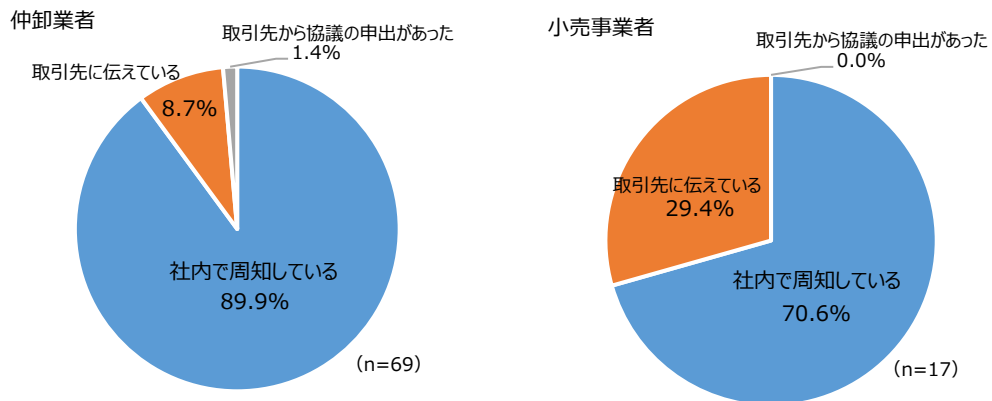
5 生鮮取引適正化ガイドラインのフォローアップ調査の概要

ア 生鮮取引適正化ガイドラインの認知・活用状況

仲卸業者・小売事業者に対し本ガイドラインを知っているか質問したところ、「知っていた」との回答は、仲卸業者で4割、小売事業者で7割であった。



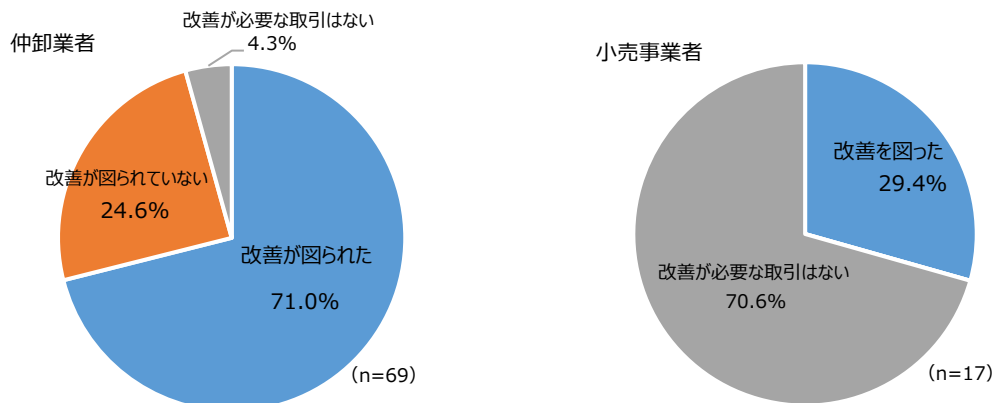
本ガイドラインを「知っていた」と回答した事業者に対し、活用状況について質問したところ、仲卸業者の9割、小売事業者の7割が「社内で周知している」との回答であり、「取引先に伝えている」のは、仲卸業者の1割、小売事業者の3割にとどまった。



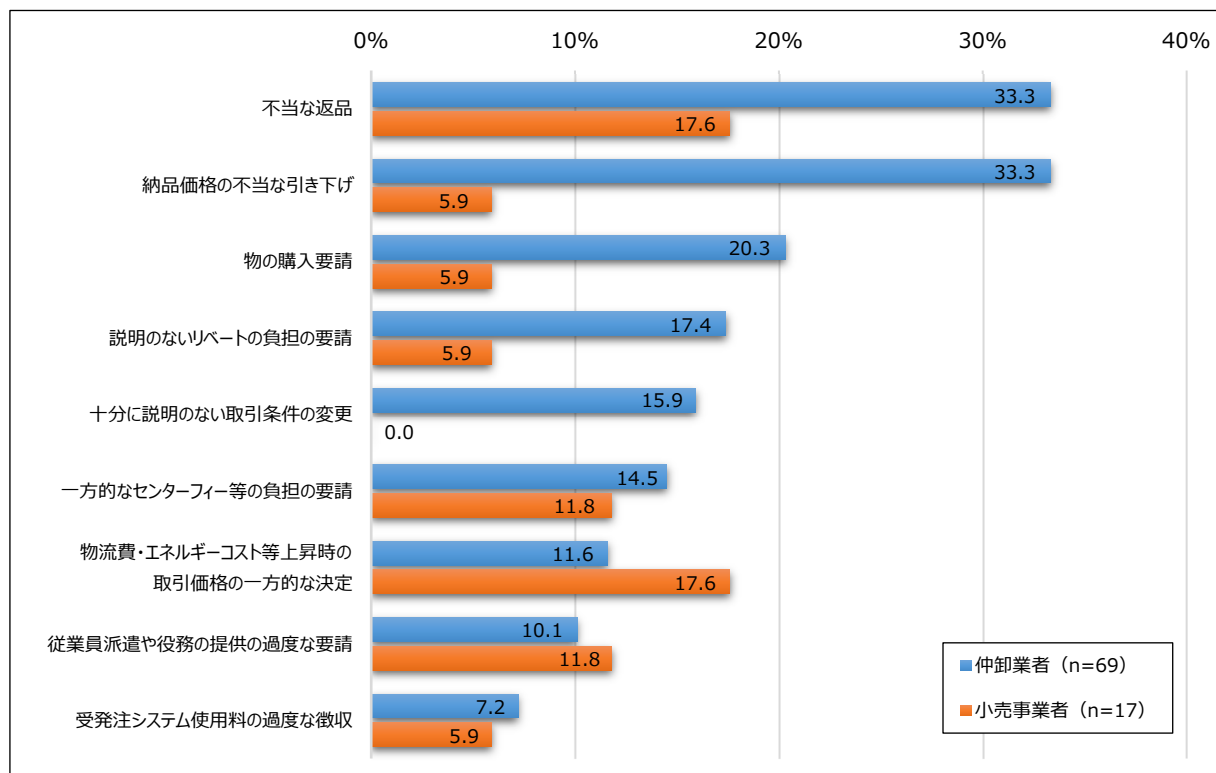
イ 取引の改善状況

取引の改善状況を質問したところ、仲卸業者の7割、小売事業者の3割が本ガイドライン等により何らかの「改善が図られた」と認識していた。

一方、小売事業者の7割が「改善が必要な取引はない」と認識しており、仲卸業者と小売事業者の認識には乖離が見られた。



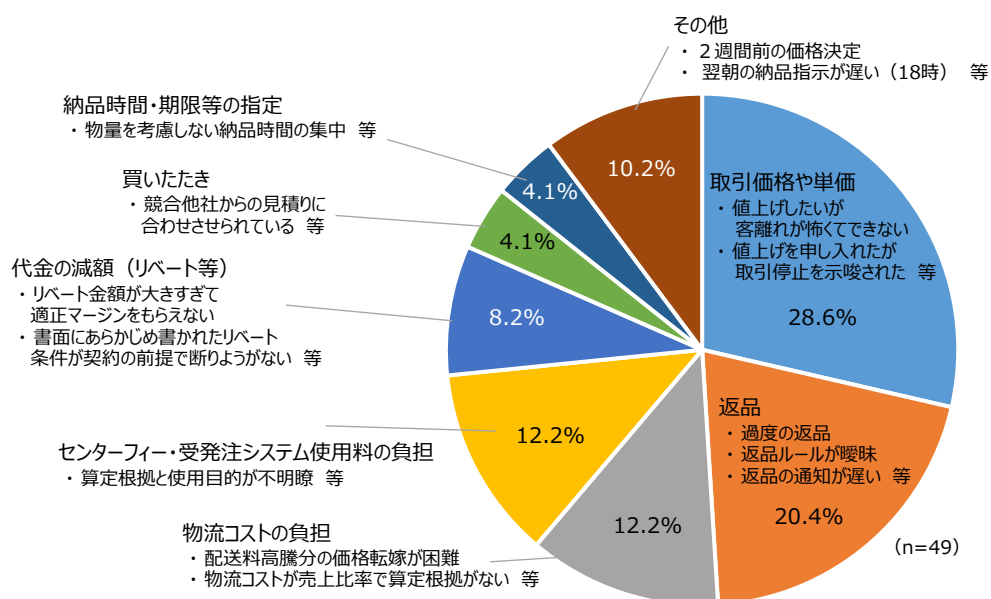
改善が図られた項目として、仲卸業者では「不当な返品」や「納品価格の不当な引き下げ」で多く、小売事業者では「不当な返品」のほか、「物流費・エネルギーコスト等上昇時の取引価格の一時的な決定」で改善を図ったとの回答が多かった。



ウ 今後の課題

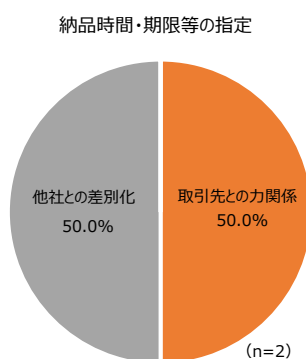
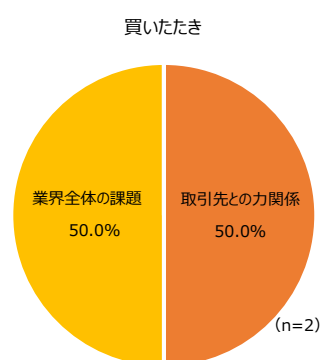
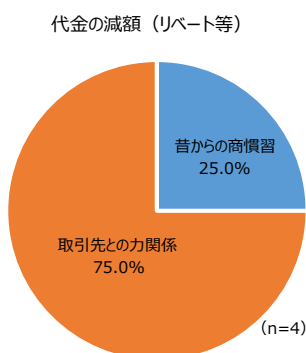
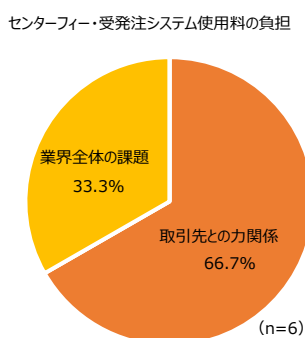
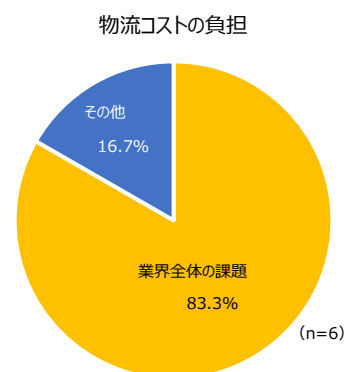
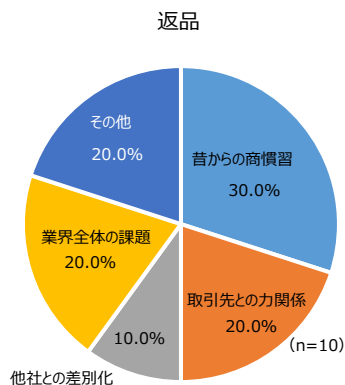
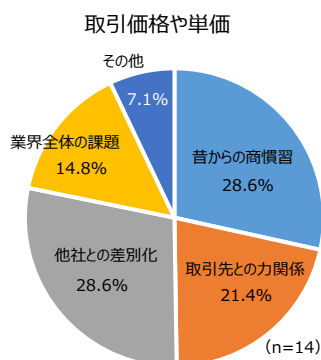
最も取引の多い会社との間における課題の有無について質問したところ、仲卸業者の 25.5%が「課題あり」と回答した。一方、小売事業者の 96%が課題なしと認識していた。

仲卸業者に具体的な課題の内容を質問したところ、「取引価格や単価」と「返品」がおおよそ半数を占め、次いで、「物流コストの負担」「センターフィー・受発注システム使用料の負担」「代金の減額（リベート等）」のコストに関する課題が挙げられた。



課題を改善できない要因について、「取引価格や単価」「返品」については、「昔からの商慣習」や「取引先との力関係」が挙げられたが、仲卸業者自身が「他社との差別化」のために自ら取引価格を引き下げたり、返品に応じたりしているとの回答もあった。一方、「物流コストの負担」については、物流の2024年問題の影響等もあり、「業界全体の課題」であるとの認識が多かった。

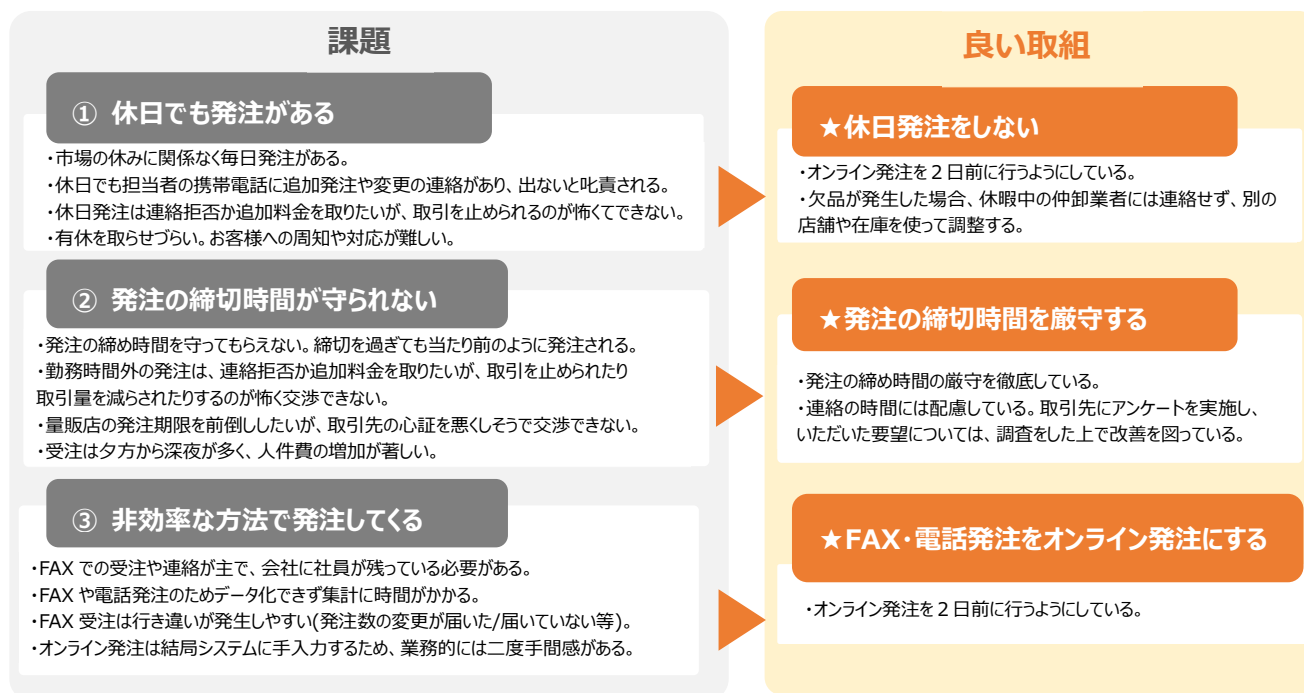
「センターフィー・受発注システム使用料の負担」「代金の減額（リベート等）」「買ったたき」「納品時間・期限等の指定」については、いずれも「取引先との力関係」が大きな要因として挙げられた。



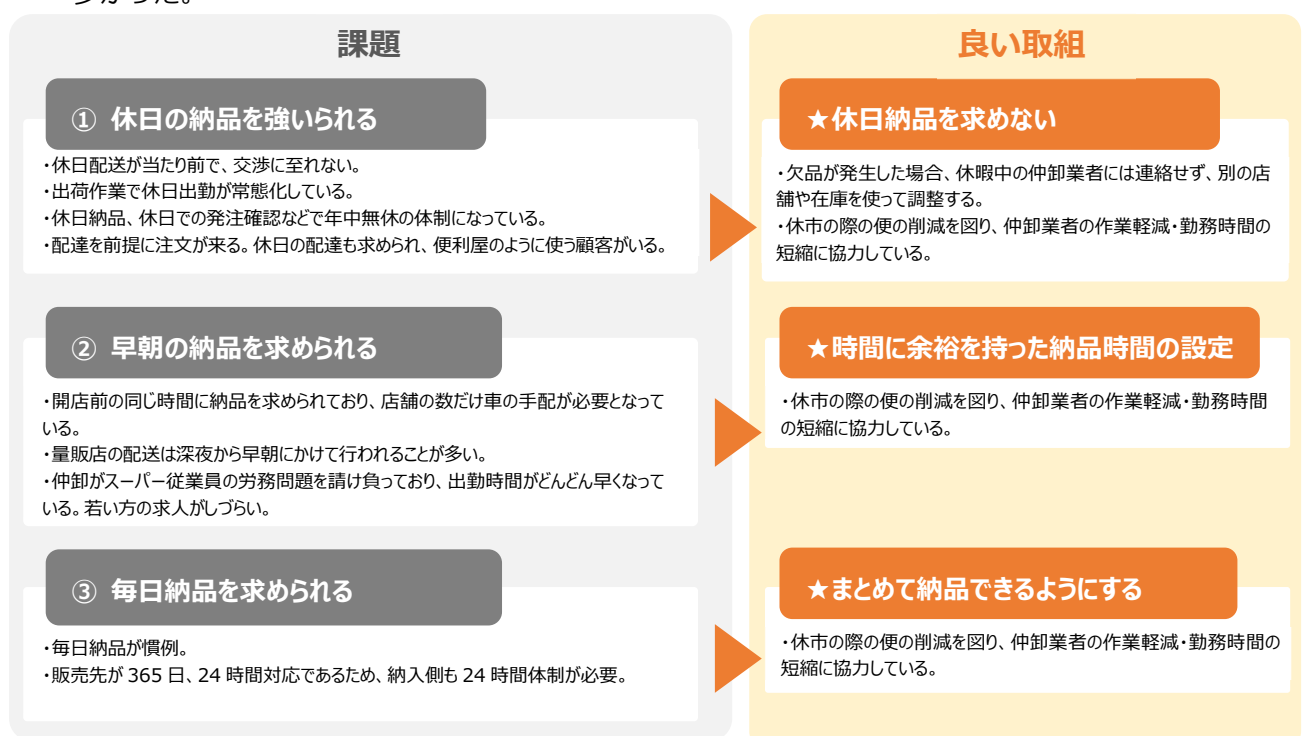
エ その他：商慣行の「働き方」への影響

今回のフォローアップ調査の機会を活用し、商慣行が従業員の「働き方」に与える影響について、自由記載方式でアンケート調査を行ったところ、発注業務と納品業務に関するコメントが多かった。

発注業務については、仲卸業者からは、「休日でも発注がある」「発注の締め時間が守られない」といった課題が多数寄せられたほか、FAX や電話等による「非効率的な手法での発注」が課題であるとの指摘も多かった。一方、小売事業者からは、「仲卸業者の休業日に発注しない工夫」「発注締め時間を厳守」「オンライン発注を実施」などの前向きな取組についての声が多かった。



納品業務についても、仲卸業者からは、「休日の納品を強いられる」「早朝の納品を求められる」「毎日納品を求められる」といった課題が挙げられ、一方、小売事業者からは、「仲卸業者に休日納品を求めない工夫」「幅を持たせた納品時間の設定」「まとめて発注する工夫」などの前向きな取組についての声が多かった。



Ⅳ 令和6年度調査の総括

<全体総括>

- ・ 食品等流通調査は、本年度で6回目である。
- ・ 令和6年度は、物価高が継続する中、引き続き、持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化が課題となっており、政府全体として、価格交渉促進月間における価格交渉・価格転嫁の要請等や、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底等が進められた。
- ・ また、4月1日からトラックドライバーに時間外労働の上限規制（年960時間）の適用が開始され、このことによる輸送力不足の発生が懸念されていた（物流の2024年問題）。
- ・ さらに、環境配慮について、食品ロス削減、食品リサイクル推進に加え、近年はプラスチックごみによる海洋汚染が国際的な課題となっており、プラスチック使用に対して規制を設ける動きにも関心が高まった。
- ・ このような状況の中、令和6年度の食品等流通調査では、上記のような課題について、377者に対するアンケート調査と105者に対するヒアリング調査を実施。また、令和6年3月に策定した「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」のフォローアップのために217者に対するアンケート調査を実施。これらを通じて把握できた全体的な傾向は以下のとおりである。

<①価格転嫁>

- ・ 全体として、**原材料費**の高騰や物流費の上昇を理由とする価格転嫁は着実に進んでいる様子が見えてきた。
- ・ 特に**物流費**については、ヒアリング調査において「物流の2024年問題が浸透したおかげで価格転嫁を受け入れてもらった」との声が聞かれたほか、アンケート調査においても約7割の事業者が物流事業者からの運賃値上げ要請を「概ね反映した」と回答するなど、積極的に対応している様子が見えてきた。
- ・ 他方、**労務費**の上昇を理由とする価格転嫁については、原材料費や物流費ほどは進捗しておらず、ヒアリング調査でも「企業努力で頑張ってもらいたいという雰囲気がある」「提示額の半分ほどしか反映されない」といった声が聞かれており、引き続き「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた取組を促進していく必要がある。
- ・ また、小売事業者等に**加工食品**を納品する**食品製造事業者**からは、ヒアリング調査において「価格交渉には協力的な事業者が多い」等の声も聞かれたものの、「値上げするのなら棚に置かないと小売から示唆された」「値上げにより取扱店舗を70%減らされた」といった適正とは言えない事例も聞かれており、引き続き、実態把握を進めるとともに、取引の適正化を推進していく必要がある。
- ・ **生鮮食料品等**を取り扱う**農業団体・農業法人**や卸売市場関係者からは、ヒアリング調査において、「最近の経費高騰の影響で価格交渉は聞いてもらやすい」「量販店の意識が変わり、値上げについて声がけをされるようになり驚いている」など、取引環境の変化を感じさせる発言が多く聞かれた。
- ・ 他方、昨年度の調査では「価格転嫁しやすい」と評価されていた**契約型取引**について、本年度は「不作により契約時の数量を納められていないため価格交渉しづらい」「カット野菜は基本価格が固定されるため値上げが難しい」という声が聞かれるなど、価格転嫁に苦戦している様子が見えてきた。
- ・ 同様に、学校給食や病院・介護施設への納品などを行っている**食品卸売事業者**や**給食事業者**からも、納品先の予算や調達価格の制約の中で、一般入札方式によることも多く、値上げが難しいとの声が聞かれた。
- ・ 全体的傾向として、価格転嫁に成功している事業者は、「価格ではなく中身で勝負できるよう新商品の開発等を行っている」「値上げと同時に内容量を増やすことで消費者からの理解が得られた」「メインメニューの価格は据え置き、サイドメニューやトッピングを値上げした」等の工夫を行っていた。引き続き、消費者の理解を得ながら、労務費等の更なる価格転嫁を進めていくためにも、食品流通に携わる各事業者が連携して創意工夫を行い、価格に見合う価値を伴った商品の提供に取り組んでいく必要がある。

<②物流>

- ・ **パレット輸送**について、ヒアリング調査では、**農業団体・農業法人**や卸売市場関係者から「標準仕様パレットに合わせるため外装サイズを変えた」「卸売場でパレット優先の荷降ろし場所を確保している」など、パレット導入の進展や定着をうかがわせる声が聞かれた。また、「パレット化により外装（段ボール箱）が汚れにくくなり、小売からの返品やクレームが減少した」という荷役時間削減以外のメリットも聞かれた。
- ・ 他方、引き続き「標準仕様パレット用の外装サイズ変更は費用が自社負担であり、物価高の現状では厳しい」「パレットの積替えや廃棄などに負担が掛かっている」等の声も聞かれており、更なるパレット輸送の推進のためには、

パレット導入の効果と負担について、関係者間で協議し、認識を共有しながら進めていく必要がある。

- ・ **トラック予約システム**についても、アンケート調査において、5割の小売事業者が整備済み、今後整備予定まで含めると6割以上となるなど、令和5年度から更に取組が進んでいる様子がうかがわれた。ヒアリング調査でも、食品製造事業者から「3～4時間の荷待ちが30分未満に短縮された」など、その効果を評価する声が聞かれた。
- ・ 他方、食品製造事業者から「早い者勝ちで予約が取れない」「時間通りに行っても作業員不足で待たされる」といった声も聞かれたほか、物流事業者から「予約時間前に周辺で待機しているため、実質の待機時間は変わらない」といった声も挙がるなど、トラック予約システムの導入だけでは不十分であり、その後の荷主と物流事業者との間の情報共有や綿密なコミュニケーションを通じ、予約時間の分散や受付時間帯の延長など運用の改善に努めていく必要がある。
- ・ **物流効率化**に向けた取組としては、本年度は、配送頻度を下げることによる積載効率向上の取組が数多く聞かれた。昨年度に多数の取組が聞かれた共同配送についても、継続的に取り組まれている様子ではあったが、ヒアリング調査において小売事業者や食品卸売事業者から「他社や物流事業者取引価格を知られない仕組みが必要」との指摘があるなど、更なる拡大のためには商流面を含めた課題解決の必要性がうかがわれた。
- ・ **モーダルシフト**については、卸売市場関係者から「高単価の品目（ホタテ、いちご等）を航空便に切り替えたら輸送時間が短くなった」との声が聞かれるなど積極的な取組が見られた一方で、食品製造事業者から「冷凍コンテナが少なくJR貨物の利用拡大は厳しい」といった声も聞かれるなど、引き続き課題も多いことが確認された。
- ・ **長距離輸送**については、物流の2024年問題への対処として、集荷・配送と幹線輸送の分離、中継輸送、納品リードタイム延長等への取組が数多くみられたほか、一部では、近隣からの生鮮品の調達や加工食品の「地産地消」など、運送距離そのものを減らそうとする取組もみられた。**物流問題は、一過性の課題ではなく、構造的な課題であることから、引き続き、関係者が一体となって中長期的視点をもって取り組んでいく必要がある。**

＜③商慣習の見直し及びデジタル化＞

- ・ **店舗納品期限**の「1/3ルール」から「1/2ルール」への緩和については、アンケート調査において、「1/2ルールへの緩和はない」との回答こそ約1割にとどまったものの、食品製造事業者・食品卸売事業者の多くが「半分以上は1/3ルール」と回答するなど、現状では1/2ルールと1/3ルールが混在している様子がうかがわれた。
- ・ 他方、現状において、小売事業者は主として賞味期限180日以上の商品について納品期限の緩和に取り組んでいるが、小売事業者からは、「半分以上の商品が1/2ルール」との回答が3割と最も多く、「全ての商品が1/2ルール」との回答も2割を占める等、事業者ごとに状況は異なるものの、取組が進展している様子がうかがわれ、ヒアリング調査においても「1/2ルールを採用したところ、食品廃棄量や返品が減るメリットがあった」との肯定的な声が聞かれた。
- ・ 小売事業者と異なり、食品製造事業者・食品卸売事業者において「半分以上は1/3ルール」との回答が多かった背景事情の一つとしては、納品先の中に「1/2ルール」の者と「1/3ルール」の者の両方が存在していた場合、物流センターのオペレーションとしては、「1/3ルール」の方に揃えざるを得ないということが影響していると考えられる。実際、ヒアリング調査においても、食品製造事業者から「緩和に協力的な小売もいるが、厳しい事業者に合わせて必要があり、1/3ルールのままである」との回答があった。
- ・ 今後、更なる物流効率化や食品ロス削減を一層進めていくためには、**「1/2ルール」を適用する品目を拡大し、物流センターでのオペレーションレベルでも「1/2ルール」の方に揃えることが可能な状態を創出することを目指して取り組んでいく必要がある。**
- ・ その他の商慣習のうち、**納品リードタイム**については、小売事業者に対するアンケート調査によると、全品目翌日納品（LT1）が主流ではあったが、日配品・冷凍品・店舗直送品においては翌々日納品（LT2）が3～4割を占めるなど、取組が着実に進んでいる様子がうかがわれた。**検品**についても、ヒアリング調査において、給食・外食事業者や物流事業者から、置き納品ルールの設定、事前出荷情報（ASN）の活用等により、作業の簡素化や検品レスに取り組んでいる事例が聞かれた。
- ・ 他方、**賞味期限**の大括り化（年月表示）や日付逆転納品（ロット逆転）の許容について、食品ロス削減、物流センターや店舗における業務効率化の観点から、これらを許容すべきとの声が聞かれた一方で、「大括り化すると、商品回収が発生した場合の回収対象が拡大する」「賞味期限の逆転は消費者に不利益を与える」との声も聞かれたところであり、これらの効果や課題については、引き続き関係者間での議論を重ねていく必要があると考えられる。
- ・ 小売事業者等が納入事業者に請求する**センターフィー**（物流センターの使用料）については、本年度は、卸売市場関係者や食品製造事業者から「システム利用料を含め明細をもらっている」「契約時に設定根拠の説明があり、

不当な要求はされていない」などの評価も聞かれたが、他方、本年度も「用途の説明がないまま、一方的に料率を上げられた」などの適正とは言い難い事例が聞かれたところであり、引き続き、小売事業者等においては、センターフィーの設定根拠の提示や説明、書面での合意等を通じた透明性確保に努めていく必要があると考えられる。

- ・ 納品伝票の電子化については、アンケート調査の結果によると、食品製造事業者・食品卸売事業者のいずれにおいても令和5年度より取組が進展しており、特に9割以上の小売事業者が電子化しているとの回答であった。電子取引等の電子化は、一定のコスト負担は生じるものの、業務の効率化が期待でき、また、更なる物流効率化や商慣習の改善につながることを期待できるものであることから、取引関係者間で協力・連携したうえで目的意識を明確にしつつ、一層の導入や活用に取り組んでいく必要がある。
- ・ 全体的な傾向として、本年度のヒアリング調査では、労働力不足への対応の観点から商慣習の見直しに取り組んでいる事例が数多く聞かれた。「セリ時刻を早朝から前日夜に変更することで、深夜・早朝勤務が減少し、社員が辞めなくなった」との先駆的な取組や「負担の大きい附帯作業を納品先でやってもらえれば女性ドライバーがもっと活躍できる」といった積極的な提案も踏まえつつ、引き続き、関係者一体となって商慣習の見直しに取り組んでいく必要があると考えられる。

<④環境配慮>

- ・ プラスチック条約交渉が進み、国際的にプラスチックの生産から廃棄に至るルール化の動きが見込まれる中、多くの事業者がプラスチックの使用量や廃棄量の削減に取り組む必要性については認識しているものの、代替包装や包材切替に伴う設備導入によるコスト上昇等の懸念があり、取組が十分に進んでいるとは言い難い状況にあることが確認された。実際、ヒアリング調査においても、小売事業者から「レジ袋のバイオマスプラスチック含有率が高いと高価になるので、含有率は下げざるを得ない」といった声が聞かれた。
- ・ 一方で、ヒアリング調査においては、卸売市場関係者による「輸送用の発泡スチロールの回収・再利用」、食品製造事業者による「包装フィルムの薄肉化」、食品卸売事業者による「ホタテ貝由来のバイオプラスチックを使った弁当容器」、小売事業者による「カトラリーの木製化」、給食事業者による「学校給食用プラスチック食器をトレーの原料としてリサイクル」など、業界ごとの実情に即した取組も聞かれた。
- ・ さらに、食品製造事業者からは、同業他社との共同でのペットボトルの水平リサイクルという高いレベルの取組も聞かれた。他方、懸念事項として「日本の質の良いペットボトルを海外企業が買い取ろうとしており、危惧している」との懸念の声も聞かれており、国内のプラスチック資源循環体制の構築が重要であることがうかがわれた。
- ・ 以上のように、国内外においてプラスチックに係る資源循環への関心が高まる中、各事業者においては、プラスチック製品の使用に際し、環境配慮製品の選択や特定プラスチック使用製品の使用の合理化について、更なる検討・取組を進めていく必要がある。
- ・ 食品ロスの削減に向けた取組については、ヒアリング調査において、農業団体・農業法人から「規格外品の野菜を使用した自社商品を開発」、卸売市場関係者から「仕入れから3～4日以内に売り捌くよう社内ルール化」、外食・給食事業者から「注文後に商品を作るシステムに変更」といった取組が聞かれたほか、小売事業者からは「値引きのタイミングを在庫と販売予測から支援する AI システムを導入して食品ロスを削減した」との先駆的な取組も聞かれた。
- ・ 未利用食品の寄附については、アンケート調査において、全事業者の約4割から「寄附を行っている」との回答が得られた一方で、約2割の事業者からは「未利用食品を有しているが寄附を行っていない」との回答があり、その理由として、ヒアリング調査においては、卸売市場関係者から「運賃等の負担が大きい」、冷凍食品を取り扱う食品製造事業者から「フードバンク経由では食品の管理状況が分からず安全性を担保できない」などの声が聞かれた。
- ・ 一方で、食品卸売事業者においては「保管設備の余力を活用し、商品や日時を決めて取りに来てもらう事業を実施している」、小売事業者においては「食中毒等の免責事項を合意した上で、支援団体に提供している」などの取組も見られたところであり、引き続き、関係省庁の協力を得て消費者庁が事務局を担う「食品寄附等に関する官民協議会」にて令和6年12月に策定された「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」等も参考にしつつ、食品寄附の取組を一層推進する必要がある。
- ・ 食品リサイクルについては、ヒアリング調査において、卸売市場関係者から「マグロの骨やアラをサプリメント等の原料にリサイクルする事業者に販売」といった取組が聞かれた一方、外食・給食事業者からは、「学校給食の食べ残しには、醤油やストローの袋などのごみが混じっているためリサイクルは難しい」といった課題を指摘する声が聞かれた。

- ・ 食品循環資源の再生利用等の取組は、輸入に依存する農業資材（肥飼料）やその原料について国内資源への代替転換を推進する観点からも重要であることから、各事業者においては、引き続き食品リサイクルに取り組んでいく必要がある。

＜⑤生鮮取引適正化ガイドラインのフォローアップ調査＞

- ・ 生鮮取引適正化ガイドラインの認知状況については、アンケート調査によると、約 7 割の小売事業者が「知っていた」と回答した一方で、卸売市場の仲卸業者による認知割合は約 4 割にとどまった。
- ・ 活用状況については、本ガイドラインを認知していた仲卸業者の約 9 割、小売事業者の約 7 割が「社内で周知」との回答であり、「取引先に伝えている」との回答は仲卸業者の約 1 割、小売事業者の約 3 割にとどまった。
- ・ 取引の改善状況については、本ガイドラインを認知していた約 7 割の仲卸業者、約 3 割の小売事業者が、本ガイドラインにより何らかの改善が図られたとの認識をもっていた。一方、約 7 割の小売事業者は「改善が必要な取引はない」と回答しており、仲卸業者と小売事業者の認識には乖離が見られた。
- ・ 改善が図られた項目としては、仲卸業者からは「不当な返品」や「納品価格の引き下げ」が多く挙げられ、一方、小売事業者からは「不当な返品」や「物流費・エネルギーコスト等上昇時の取引価格の一時的な決定」との回答が多かった。
- ・ 取引上の課題については、約 1 / 4 の仲卸業者が、最も取引の多い会社との間における取引において「課題がある」と回答した一方、小売事業者のほとんどが「課題なし」と回答しており、この点でも認識の乖離が見られた。
- ・ 仲卸業者が考える課題の具体的な内容としては、「取引価格や単価」「返品」でおよそ半数を占め、次いで「物流コストの負担」「センターフィー・受発注システム使用料の負担」が挙げられた。
- ・ 課題を改善できない理由としては、「取引価格や単価」「返品」については、「昔からの商慣習」や「取引先との力関係」が多く挙げられていたが、一方で、他社との差別化のために仲卸業者が自ら取引価格を下げたり、返品に応じたりする場合もあることが確認された。
- ・ また、「物流コストの負担」については、物流の 2024 年問題の影響もあり、「業界全体の課題」との認識が強く、「センターフィー・受発注システム使用料の負担」については、「取引先との力関係」を指摘する声が多かった。
- ・ 働き方改革については、仲卸業者からは「休日でも発注がある」「発注の締め時間が守られない」「非効率的な方法で発注してくる」といった発注の課題や「休日の納品を求められる」「早朝の納品を求められる」「毎日納品を求められる」といった納品の課題が挙げられた。
- ・ 一方、小売事業者からは「仲卸業者の休業日に発注しない工夫」「発注の締め時間の厳守」「オンライン発注の活用」といった取組や「仲卸業者に休日納品を求めない工夫」「幅を持たせた納品時間の設定」「まとめて発注する工夫」等、仲卸業者の課題に対応する良い取組が挙げられており、以上のような取組を推進し、働き方改革を進めていく必要がある。
- ・ 仲卸業者と小売事業者との間における生鮮食料品等の取引における課題は様々であり、また、改善できない理由についても課題や事業者ごとに異なっていることから、引き続き、本ガイドラインの認知度を上げるための周知活動を進め、各事業者の改善に向けた取組を推進していく必要がある。

＜今後の対応＞

- ・ 令和 6 年度調査結果については、食品等流通事業者が日々の取引方法や商慣習を改めて見直し、サプライチェーン全体において、より適切な取引環境の整備がなされるきっかけとなるよう、業界団体等を通じて広く周知を図る。
- ・ 令和 7 年度調査については、現在、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、その中で、現行の「食品等流通調査」を「食品等取引実態調査」に拡充することを想定している。国会での法案審議も踏まえ、令和 7 年度においては、令和 6 年度調査で明らかになった様々な課題について、アンケート調査の質的・量的拡充や、農林水産省本省と地方支分部局との連携による重層的なヒアリング調査の実施等により、その実態をより詳細に把握していくこととしている。

V 参考

1 価格転嫁

<農林水産省の動き>

適正な価格形成に関する協議会

農林水産省は、持続可能な食料供給の実現に向けて、課題の分析を行いつつ、フードチェーンの各段階でのコストを把握し、それを共有し、生産から消費に至る食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討するための協議の場として、「適正な価格形成に関する協議会」を設置、開催している。

協議会の下に、各品目の課題の分析及び適正取引が推進される仕組みの構築を検討するための協議の場として、飲用牛乳、豆腐・納豆、米、野菜の各品目について、それぞれワーキンググループを開催している。

【農林水産省：適正な価格形成に関する協議会】

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/kakaku_keisei/imdex.html

<公正取引委員会の動き>

a. 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(以下本章a、bにおいて、労務費転嫁交渉指針という。)

内閣官房及び公正取引委員会は、「特別調査(後記bの「令和5年度調査」をいう。)」の結果を踏まえ、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストのうち、労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめ、令和5年11月29日に公表した。

<本指針の性格>

- ・ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針
- ・ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要
- ・ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記
- ・ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨記載

1. 発注者として採るべき行動／求められる行動

- ① 本社（経営トップ）の関与
- ② 発注者側からの定期的な協議の実施
- ③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- ④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- ⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと
- ⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

2. 受注者として採るべき行動／求められる行動

- ① 相談窓口の活用
- ② 根拠とする資料
- ③ 値上げ要請のタイミング
- ④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

3. 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- ① 定期的なコミュニケーション
- ② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

【内閣官房、公正取引委員会：労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針】

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

b. 令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査

公正取引委員会は、価格転嫁円滑化に関する政府全体の施策である「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日 内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会）に基づく取組の一環として、令和4年1月26日に「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）を改正するとともに、令和4年2月16日、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ&A（以下「独占禁止法 Q&A」という。）に、下記①又は②に該当する行為（以下「独占禁止法 Q&A に該当する行為」という。）が、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化した。

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

その後、独占禁止法 Q&A に該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等を把握するため、令和4年度に「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」を、令和5年度に「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「令和5年度調査」という。）を実施した。

令和6年度においては、労務費転嫁交渉指針に基づく発注者・受注者の行動をフォローアップすることにより労務費の転嫁円滑化の進捗状況を把握するとともに、引き続き独占禁止法 Q&A に該当する行為が疑われる事案に関する実態等を把握するため、「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「令和6年度調査」という。）を実施し、その結果を取りまとめた。

令和6年度調査の結果の概要は以下のとおり。

1. 令和6年度調査では、労務費転嫁交渉指針の公表から約半年が経過した時点における労務費転嫁交渉指針の認知度は約50%であったところ、労務費の上昇を理由に価格転嫁を要請した場合に取引価格が引き上げられた受注者の割合は、労務費転嫁交渉指針を知っていた者の方が知らなかった者よりも高い結果となった。
2. 令和6年度調査では、令和5年度調査と比較して、各サプライチェーンの各取引段階において、価格転嫁を要請した商品・サービスの数の7割以上の価格転嫁が認められた割合が上昇した。特に、サービス業のサプライチェーンでは、サービス提供者（元請）から三次受注者までの各取引段階において15ポイント以上上昇するなど、コスト構造に占める労務費の割合が高いサービス業において、令和5年度調査では低調であった価格転嫁に改善がみられた。他方で、サービス提供者（元請）や各段階の受注者がその先の取引先受注者からの価格転嫁を受け入れるための原資となる、サービス提供者（元請）から需要者（事業者）への価格転嫁が十分に進んでいない状況もうかがわれた。

3. 令和6年度調査では、回答者数に占める注意喚起文書送付件数の割合が、令和5年度調査と比較して、通常調査では1.4ポイント、注意喚起文書の送付対象者に対するフォローアップ調査では2.7ポイント減少し、緩やかではあるものの価格転嫁円滑化の取組が引き続き進んでいると考えられる結果となった。
4. 事業者名公表10名は、フォローアップ調査の期間中における価格転嫁円滑化の取組により、全体としては価格転嫁円滑化を相当程度進めており、相当数の受注者との間で協議を経ずに取引価格を据え置いている状況は解消していると認められる。

【優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方】

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/yuetsutekichii.html>

【(令和6年12月16日)「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果について】

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241216_tokubetucyosakekka.html

c. 企業取引研究会

公正取引委員会及び中小企業庁は、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に検討することを目的として、令和6年7月以降、「企業取引研究会」を計6回開催した。また、同研究会における議論を経て、「企業取引研究会報告書」を取りまとめ、同年12月25日に公表した。

【(令和6年12月25日)「企業取引研究会報告書」に対する意見募集について】

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/1225_kigyotorihiki_repot.html

<中小企業庁の動き>

中小企業が原材料費、エネルギーコスト、労務費の上昇分を適切に価格転嫁できる環境を整備するため、令和3年9月から、9月と3月の年2回を「価格交渉促進月間」と定め、価格交渉及び価格転嫁の促進に取り組んでいる。具体的には、約1,700の業界団体を通じて、親事業者に価格転嫁への積極的な対応を要請している。さらに「月間」後には、その実効性をあげるため、中小企業30万社に対するアンケート調査や、下請Gメンによるヒアリングなどのフォローアップ調査を実施し、価格交渉及び価格転嫁についての状況を調査している。これらの結果は、

- ① 業界ごとの「価格転嫁率」や「価格交渉の状況」に関するランキングの算出・公表
- ② 「受注側中小企業10社以上から主要な取引先として挙げられた発注側企業の価格交渉・価格転嫁状況のリスト」の公表
- ③ 価格交渉と価格転嫁の状況の芳しくない親事業者に対する「指導・助言」の実施（下請中小企業振興法に基づき実施）

など、価格転嫁の実効性向上に向けた取組に活用している。

こうした価格転嫁や取引適正化を推進するものとして、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準である振興基準（下請中小企業振興法第3条第1項）の改定も行っている。令和5年度には、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（内閣官房・公正取引委員会）」が取りまとめられたこと等を受け、価格交渉の現場において本指針の活用を促進することや、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合に、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すことに関して、振興基準の改定を行った。令和6年度には、支払手段の関連で約束手形等の支払サイトを60日以内とすることの徹底や、下請法で禁止する買いたたきの解釈を明確にする旨について、振興基準の改定を行っている。

さらに、中小企業庁では、中小企業に取引実態をヒアリングする下請 G メン（取引調査員）を全国に配置し、業界ごとの取引実態の把握に努めている。下請 G メンについては、令和 6 年 4 月からは 330 名へと体制強化を行っており、下請 G メンが把握・分析した業種特有の課題については、各業界団体の自主行動計画の改定等に反映するよう要請し、取引適正化のプロセスの体系化・強化に繋げていくこととしている。

その他に、サプライチェーン全体の共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業数拡大と宣言の実効性向上に取り組んでいる。

【中小企業庁：価格交渉促進月間（2024 年 9 月）フォローアップ調査の結果について】

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202409/result_01.pdf

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202409/result_02.pdf

【中小企業庁：下請 G メンによるヒアリング等調査結果の御報告】

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/torihikimondai/021/dl/003.pdf>

【中小企業庁：振興基準】

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>

【内閣府、中小企業庁、農林水産省等：パートナーシップ構築宣言】

<https://www.biz-partnership.jp/>

2 物流

＜政府の動き＞

最近の物流に関する政府の主な取組をいくつか例示すると下図のとおり。

農林水産省	経済産業省	国土交通省
「ホワイト物流」推進運動		
総合物流施策大綱（2021～2025年度）		
2021年10月～ フィジカルインターネット実現会議		
2022年9月～2023年6月 持続可能な物流の実現に向けた検討会		
2023年3月31日 第1回我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議		
2023年6月2日 第2回我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議 「物流革新に向けた政策パッケージ」		
2023年6月2日 「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」 業界・分野別に「自主行動計画」の作成を呼びかけ		
2023年10月6日 第3回我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議 「物流革新緊急パッケージ」		
2023年12月～ 農林水産省物流対策本部		
2024年1月～ 農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース		
2024年2月16日 第4回我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議（持ち回り） 「2030年度に向けた中長期計画」		
		2024年3月22日 新たな「標準的な運賃」を告示
2024年4月26日 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」 成立（5月15日公布）		
2024年6月28日 官民物流標準化懇談会 バレット標準化推進分科会 「最終取りまとめ」		
2024年6月28日～ 交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・ 食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会合同会議		
2024年7月25日 第5回我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議 「物流革新に向けた政策パッケージ」の進捗状況と今後の対応		
		2024年11月 トラック・物流Gメン体制強化
2024年3月14日 第6回我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議 「2030年度に向けた政府の中長期計画」の進捗状況と次期「総合物流施策大綱」の策定に向けた対応 下請法改正法案		
2025年4月1日「物資の流通の効率化に関する法律」一部施行		

【内閣官房：我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議】

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/index.html

【農林水産省：農林水産省物流対策本部、農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース】

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/buturyu.html>

<物流の2024年問題について>

トラックドライバーの長時間労働是正のため、2024年4月から自動車運転者に時間外労働の上限規制（年960時間）が適用され、物流効率化に取り組みなかった場合、労働力不足による物流需給がさらにひっ迫するおそれがあり、その結果、輸送能力不足がさらに深刻化する可能性がある。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）は、自動車運転者について、その業務の特性を踏まえ、一律に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間等の基準を定めたものであり、上記の時間外労働の上限規制を受け、2022年12月に改正され、2024年4月から新たな基準が適用された。具体的には、年間の拘束時間を3,300時間（原則）、1か月の拘束時間を284時間（原則）、1日の休息期間について継続11時間以上を基本とし、9時間を下限とするなどである。

○ 労働基準法の改正

法律・内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
時間外労働の上限規制（年720時間）の適用【一般職】		大企業に適用	中小企業に適用				
時間外労働の上限規制（年960時間）の適用【自動車運転業務】							適用
月60時間超の時間外割増賃金引き上げ（25%→50%）の中小企業への適用						適用	

	2024年3月まで	2024年4月以降
時間外労働規制（労働基準法）	なし	960時間（原則、年720時間）

○ 改善基準告示の改正

	2024年3月まで	2024年4月以降（原則）
年間拘束時間	3,516時間	3,300時間
1ヶ月の拘束時間	293時間	284時間
1日の拘束時間	13時間	13時間
休息時間	継続8時間以上	継続11時間を基本とし、9時間下限

○ 「物流の2024年問題」の影響により不足する輸送能力試算（NX総合研究所）

2030年度に不足する輸送能力の割合（不足する営業用トラックの輸送トン数）
34.1%（9.4億トン）

※コロナ前の2019年比

<自主行動計画>

2023年6月2日に決定された「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、業界・分野別に、物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を団体・事業者が作成、政府として公表している。

10. 農産物・食品分野における「自主行動計画」の策定状況

- 農産物・食品等分野では70以上の団体・事業者が「自主行動計画」を策定（令和7年3月時点）。
- 製・配・販が協調して物流の負荷軽減に取り組み。

業種・分野	自主行動計画の作成団体	自主行動計画の記載例
農業等（17）	全国農業協同組合連合会、ホクレン農業協同組合連合会、協同組合日本飼料工業会、菊池地域農業協同組合、あきた農業協同組合、熊本県実業協同組合連合会、一般社団法人中央酪農会議、香北町農業協同組合、玉名農業協同組合、全国複合肥料工業会、日本肥料アンモニア協会、熊本県経済農業協同組合連合会、八代地域農業協同組合、熊本農業協同組合、鹿児島県経済農業協同組合連合会、松山中央市場、球磨地域農業協同組合、一般社団法人日本花き生産協会	① 荷役時間の削減に向け、青果物・花き等、品目別のガイドラインに従って、標準仕様パレットの活用。（JA全農など）
食品製造業（46）	一般社団法人日本即席食品工業協会、一般社団法人日本パン工業会、日本ハム・ソーセージ工業協同組合、一般社団法人全国包装米飯協会、食品物流未来推進会議（SBM）（味の素株式会社、カゴメ株式会社、キッコーマン食品株式会社、キューピー株式会社、日清オイログループ株式会社、株式会社日清製粉ウエルナ、ハウス食品株式会社、株式会社Mizkan）、日本ビート糖業協会、日本スターチ糖化工業会、一般社団法人日本冷凍食品協会、三和酒造株式会社、宝酒造株式会社、露島酒造株式会社、全日本菓子協会、全日本糖化工業会、精糖工業会、株式会社ロッテ、一般社団法人日本乳業協会、ヤマサ醤油株式会社、亀田製菓株式会社、一般社団法人日本植物油脂協会、日清オイログループ株式会社、株式会社J-オイル Mills、株式会社ブルボン、アサヒ飲料株式会社、キリンビレッジ株式会社、サントリーホールディングス株式会社、サントリー株式会社、サントリー食品インターナショナル株式会社、株式会社伊藤園、一般社団法人全国清涼飲料連合会、一般社団法人日本冷凍めん協会、ビール醸造組合、アサヒビール株式会社、オリオンビール株式会社、キリンビール株式会社、サッポロビール株式会社、森永製菓株式会社、丸久食品株式会社、ポカリスエット・ビレッジ株式会社、不二製油株式会社、タイー・トリック株式会社、カルビー株式会社、株式会社ニッスイ、ミルサン株式会社、株式会社不二家、昭和産業株式会社、日本マーガリン工業会、株式会社ニチレイフーズ、江崎グリコ株式会社	② 納品リードタイムを延長することで効率的な配送計画を実現。加工食品の小売店舗への納品限度について、原則1/2ルール。（日本ハム・ソーセージ工業協同組合、日本加工食品卸協会など）
食品卸売業（11）	日本花き卸売市場協会、一般社団法人日本外食流通協会、一般社団法人日本加工食品卸協会、全国中央市場青果卸売協会、株式会社神明、木徳神糧株式会社、一般社団法人日本給食品連合会、全国給食事業協同組合連合会、全国青果卸売協同組合連合会、一般社団法人全国水産卸協会、公益社団法人日本食肉市場卸売協会	③ 他の荷主との車両の相互活用や積合せ輸送など共同輸配送を推進し、積載率を向上。（食品物流未来推進会議（SBM）など）
食品小売業（3）	オール日本スーパーマーケット協会・一般社団法人全国スーパーマーケット協会、一般社団法人日本スーパーマーケット協会、日本チェーンストア協会、日本生活協同組合連合会	④ 「事前出荷情報」データをあらかじめ送信することにより、検品レスを実現。電子システム（EDI）による受発注を推進し、作業を効率化。（日本加工食品卸協会など）

【内閣官房：自主行動計画】

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/index.html

<規制措置の法制化>

規制措置の法制化（物流効率化法等の改正、令和6年4月26日成立、5月15日公布）

背景・必要性 ○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「 2024年問題 」に直面。 ・何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。 ・荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。 ○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。 →以下の施策を講じることにより、 物流の持続的成長 を図ることが必要。	
法案の概要 1. 荷主・物流事業者に対する規制措置 【流通業務総合効率化法】 ○① 荷主 *1（発荷主・着荷主）、② 物流事業者 （トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために 取り組むべき措置 について努力義務を課し、当該措置について国が 判断基準 を策定。 *1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。 ○上記①②の者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき 指導・助言、調査・公表 を実施。 ○一定規模以上の事業者を特定事業者として指定し、 中長期計画の作成や定期報告 等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、 勧告・命令 を実施。 ○特定事業者のうち荷主には 物流統括管理者の選任 を義務付け。 ※法律の名称を変更。 ※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。（予算）	
2. トラック事業者の取引に対する規制措置 【貨物自動車運送事業法】 ○元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した 実運送体制管理簿の作成 を義務付け。 ○ 運送契約の締結 等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した 書面による交付 等を義務付け*2。 ○他の事業者の 運送の利用（＝下請に出す行為）の適正化 について努力義務*3を課するとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する 管理規程の作成、責任者の選任 を義務付け。*2*3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。	
3. 軽トラック事業者に対する規制措置 【貨物自動車運送事業法】 ○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための 管理者選任と講習受講 、②国交大臣への 事故報告 を義務付け。 ○国交省HPIにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。	
【目標・効果】 物流の持続的成長 【KPI】 施行後3年で（2019年度比） ○荷待ち・荷役時間の削減 年間125時間/人削減 ○積載率向上による輸送能力の増加 16パーセント増加	



<改正物流効率化法の規制措置の施行に向けた検討>

国土交通省、経済産業省及び農林水産省は、2024年5月15日に公布された改正物流効率化法の荷主・物流事業者等に対する規制措置の施行に向けた検討を行うため、同年6月28日から交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会合同会議を開催。

基本方針、判断基準、特定事業者の指定基準等の内容について計4回の議論を経て同年11月27日に取りまとめを公表。

新物効法の施行に向けた合同会議取りまとめのポイント

本合同会議の開催趣旨

- 新物効法の施行**に向けて、**国交省・経産省・農水省3省の審議会の合同会議**※を開催し、国が定める**基本方針、判断基準、特定事業者の指定基準**等の具体的な内容を審議の上、令和6年11月に**取りまとめ**。

※交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議

基本方針のポイント

(1) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進の意義・目標

- 物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであり、安全性の確保を前提に、荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。

- 5割の運行で、**1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減**（1人当たり年間125時間の短縮）
- 5割の車両で、**積載効率50%を実現**（全体の車両で積載効率44%に増加）

(2) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策

- 設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、物流人材の育成等の支援

(3) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に関し、

荷主・物流事業者等が講ずべき措置

- 積載効率の向上等 ・ 荷待ち時間の短縮 ・ 荷役等時間の短縮

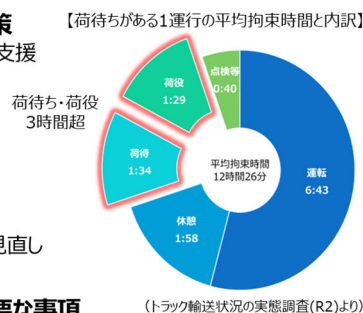
(4) 集貨・配達に係るトラックドライバーへの負担の低減に資する

事業者の活動に関する国民の理解の増進

- 再配達の削減や多様な受取方法等の普及促進 ・ 「送料無料」表示の見直し
- 返品削減や欠品に対するペナルティの見直し

(5) その他トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に必要な事項

- 物流に関わる多様な主体の役割 ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の前提事項



<改正物流効率化法の規制措置の施行に向けた検討（続き）>

荷主・物流事業者等の判断基準等のポイント

- **すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

① 積載効率の向上等 - 共同輸配送や帰り荷の確保 - 適切なリードタイムの確保 - 発送量・納入量の適正化 等  地域における配送の共同化	② 荷待ち時間の短縮 - トラック予約受付システムの導入 - 混雑時間を回避した日時指定 等  トラック予約受付システムの導入	③ 荷役等時間の短縮 - パレット等の輸送用器具の導入 - タグ等の導入による検品の効率化 - フォークリフトや荷役作業員の適切な配置 等  パレットの利用や検品の効率化
--	--	--

特定事業者の指定基準等のポイント

- 全体への寄与度がより高いと認められる**大手の事業者が指定**されるような基準値を設定。

特定荷主・特定連鎖化事業者 取扱貨物の重量 9万トン以上 （上位3,200社程度）	特定倉庫業者 貨物の保管量 70万トン以上 （上位70社程度）	特定貨物自動車運送事業者等 保有車両台数 150台以上 （上位790社程度）
--	--	---

- **物流統括管理者（CLO）**は、**事業運営上の重要な決定に参画**する管理的地位にある**役員等から選任**。

<改正物流効率化法のスケジュール（想定）>

今後のスケジュール（想定）

➤ 2024年5月15日	物流改正法 公布
➤ <u>2024年6月28日</u>	第1回合同会議 （規制措置の施行に向けた検討を開始）
➤ 2024年7月以降	事務局にて各種業界団体と意見交換
➤ <u>2024年8月26日</u>	第2回合同会議 （取りまとめ素案の提示や業界ヒアリング 等）
➤ <u>2024年9月26日</u>	第3回合同会議 （取りまとめ案の審議（書面開催））
➤ <u>2024年9月27日～</u> <u>10月26日</u>	パブリックコメント （意見提出件数 875件）
➤ <u>2024年11月11日</u>	第4回合同会議 （パブリックコメントを踏まえた取りまとめ案の審議）
➤ <u>2024年11月27日</u>	合同会議取りまとめ を策定・公表
➤ <u>2025年4月1日</u>	法律の施行① - 基本方針 - 荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準 - 判断基準に関する調査・公表 等
➤ <u>2026年4月（想定）</u>	法律の施行② - 特定事業者の指定 - 中長期計画の提出・定期報告 - 物流統括管理者（CLO）の選任 等

3 適正取引

a. 卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン

「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は小売業者と仲卸業者等との間に交渉力の差がある中で、仲卸業者等から「小売業者との間における生鮮食料品等の取引において適正化を図るべき事例が存在しているのではないか」との意見が出されたことを踏まえ、卸売市場関係者を対象に食品等流通調査を実施。

調査の結果、不当な返品など独占禁止法等の観点から問題となり得る事例が明らかになったことから、食品等流通法に基づく措置として本ガイドラインを策定し、令和6年3月27日に公表。同日、卸売市場関係団体及び小売団体に周知し、本ガイドラインに留意した取引を積極的に実践するよう小売団体を通じて依頼。

https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/ryutu/240327_26.html

小売業者から仲卸業者等への不当な返品 ×【問題となりえる事例】 - 一部の品質が悪いと理由で全部返品された。 - バーコードを貼って陳列してから返品された。 - 納品して1週間も経過後に返品された。 生鮮品を1週間も経過後に返品なんて…。 事前に条件を決めて合意していると安心！ ○【望ましい取引事例】 - 傷んだ品だけ除去して販売してもらった。 - 返品前に必ず写真を送信してもらうことで改善した。 - 店舗担当者でなく、本社バイヤーに相談して改善してもらった。 - 申出期限など返品条件を事前に交わした。	客寄せのための納品価格の不当な引き下げ ×【問題となりえる事例】 - セール時に一律で半額に値引きを要請された。 - 別の取引先の価格を引き合いに値下げを一方的に要求された。 絶対赤字…でも取引を続けるには仕方ない…。 赤字なのでその価格では取引できません！ ○【望ましい取引事例】 - 納価割れ販売の実態を説明し、納得を得た。 - 安売りばかりする小売業者との取引を見直した。	物流費、エネルギーコスト等上昇時の取引価格の一方的な決定 ×【問題となりえる事例】 - 労務費、物流費等の高騰で資料を基に値上げ要請をしたが、販売価格を一方的に据え置かれた。 - 季節商品の値上げ要請をしたが、すぐ取り合ってもらえず、時期が終わってしまった。 データに基づいた協議で合意になりました！ ○【望ましい取引事例】 - 価格上昇を数字に基づいて説明し、取引価格の上昇につながった。 - 物流費等の上昇を継続的に交渉し、価格改定につながった。 ※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月9日内閣府・公正取引委員会）」により、農産物である小売業者には、定期的に労務費の転嫁について協議する場を設け、協議することが求められている。また、公正取引委員会では、「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ&A及び「下請代金払込遅延等防止法に関する運用基準」で、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来と異なり取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請法上の買いたたきとして問題となるおそれがあることを明確化している。
説明のない協賛金(リポート)の負担の要請 ×【問題となりえる事例】 - 協賛金、物流費など使途不明で算定根拠を全く説明されない。 - 新事業のため会費を支払うよう要求され、断ると取引を打ち切られた。 社内ルールや書面合意を怠らない根拠に！ ○【望ましい取引事例】 - 十分に協議し、算定根拠とともに協賛金を決定し、書面合意する。 - 一方的な要請には応じないよう社内ルールを決めている。	一方的な物流センター使用料(センターフィー)等の負担の要請 ×【問題となりえる事例】 - 明確な説明がないままセンターフィーの設定料率を上げられた。 センターフィー分まで商品原価に組み込むことで損失なし！ ○【望ましい取引事例】 - 採算が合わない場合はセンターフィーの改定を申し込んでいる。 - センターフィーは商品原価に組み込む形で交渉し、実質値下げには応じない。 - 直接店舗配送の効率性をデータで説明し、センター経由と使い分けしている。	受発注に関するシステム使用料等の過度な徴収 ×【問題となりえる事例】 - 小売業者から取引を開始する条件として、仲卸業者等の利益とすることが示されることなく、オンラインシステムの開発費用や月次の使用料の負担を求められる。 説明を受けて双方合意した内容だけ対応します！ ○【望ましい取引事例】 - システム使用料に際し、取引開始段階で双方合意した内容のみ対応している。 - システム使用料と取引高を比較検討し、不利益になる場合には取引自体を断った。
物の購入強制 ×【問題となりえる事例】 - 恵方巻などシーズンイベントごとに商品購入の催促があり、達成できない場合、取引商品を外すなど報復があるように匂わせてくる。 今後の取引を断れそうで購入してしまっ…。 ○【望ましい取引事例】 - 小売業者が一方的な斡旋をなくし、仲卸業者等側から希望があった場合に限り購入を案内している。	従業員の派遣や役務の提供の過度な要請 ×【問題となりえる事例】 - 小売業者の新規開店の際、従業員の派遣や人件費の負担を要請された。 - 新規開店の際、バックヤードで寿司を作るよう要請された。 従業員派遣に人件費負担なんてあんまりだ…。 ○【望ましい取引事例】 - 小売業者は仲卸業者等に対し取引商品の販売業務に係る応援要請をした際、当該応援要請を受けられるかについて、日当や宿泊費、交通費、弁当など派遣に必要な費用を支払うとしたうえで、曜日の選択などを十分に協議した上で決定した。	十分に説明のない取引条件の変更等 ×【問題となりえる事例】 - 新店舗へ急遽サービスで配送するよう依頼された。 - 色むらや突然指摘され、商品価格を引き下げられた。 - いつもと産地が異なるだけで返品になった。 ○【望ましい取引事例】 - 商品の条件や配送のパターンを明確にし、合意内容を書面で交わした。

b. 食品製造事業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン

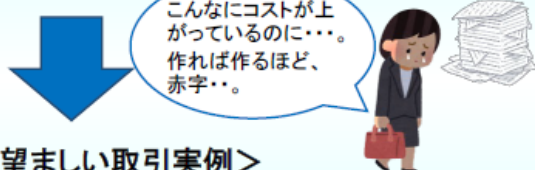
令和3年12月に策定された「食品製造事業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」は、食品製造業者と小売業者との取引関係において問題となり得る事例を提示し、できるだけわかりやすい形で独占禁止法や下請法の考え方を示すことにより、取引上の法令違反を未然防止することを目的としている。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/tekiseitorihiki.html>

原材料価格等の上昇時の取引価格改定

<問題となり得る事例>

- × 大幅な原材料価格高騰に当たり、資料を基に値上げ要請をしたが、販売価格を一方向的に据え置かれた。



<望ましい取引事例>

- 原材料価格の大幅な変動に当たり、製品の原材料比率などの根拠を示して交渉した結果、価格転嫁が認められた。

〔※ 加えて、あらかじめ算定の手法等についても合意しておくことが望ましい。〕

短納期での発注、発注キャンセル

<問題となり得る事例>

- × PB※商品製造について、リードタイムが短く無理な注文に応えることが余儀なくされている。結果として見込生産による余剰が発生。

※ PB商品：プライベート・ブランド商品



<望ましい取引事例>

- 小売業者と緊密に連絡を取り合い、リードタイムや予定数量などについて打ち合わせを行うことで生産量を調整し、廃棄処分が減少した。

合理的な根拠のない価格決定

<問題となり得る事例>

- × 小売業者の特売期間に対応した通常より大幅に低い価格を、特売期間終了後も継続を求められ、一方向的にその価格を押し付けられた。



<望ましい取引事例>

- 原価、物流費等の内訳を基に価格決定し、合意内容をあらかじめ書面で取り交わした。

客寄せのための納品価格の不当な引下げ

<問題となり得る事例>

- × 小売業者Aが、納品価格を下回る価格で商品を販売※。別の小売業者Bから、これを引き合いに、同種の商品の納品価格を引き下げよう一方向的に要求され、断ることができない。

※納価割れ販売を継続的に行い、他の事業者の活動を困難にするおそれがある場合は、独占禁止法上の「不当廉売」となります。



<望ましい取引事例>

- 小売業者Aに対して、恒常的な納価割れ販売は問題であることを説明し、改善された。
- 小売業者Bに対して、小売業者Aによる納価割れ販売の実態を説明することで、取引価格を維持することで合意した。

4 環境配慮

<プラスチック資源循環に係る国内外の動き>

a. プラスチック汚染に関する条約

2019 年に開催された G20 大阪サミットにおいて、日本は 2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提案し、首脳間で共有された。

2022 年の第 5 回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2）において、「プラスチック汚染に関する法的拘束力のあ
る国際文書（条約）」策定のための政府間交渉委員会（INC）が設立され、2024 年末までの作業完了を目指すことを決
議。生産から廃棄物管理に至るライフサイクル全体を対象として、2024 年末までに 5 度の交渉が行われたが、合意に
は至らず、今後、再開会合においても交渉を継続することとしている。

b. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

2022 年 4 月に、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を
促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行された。事業者に対
して、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制や、政令で定める特定プラスチック使用製品 12 製品（フォーク、ス
プーン、テーブルナイフ、マドラー、飲料用ストロー等）について対象業種の事業者に対して、使用の合理化（提供
方法の工夫、提供する製品の工夫）等の取組を求めている。

c. E U 包装・包装廃棄物規則（PPWR: Packaging and Packaging Waste Regulation）

容器包装のリサイクル、リユースの促進や包装廃棄物の削減を目的として、食品に限らず全ての包装及び包装廃棄
物を対象として、7つの持続可能性要件（リサイクル可能な包装であること、リサイクル材の最低含有割合等）を定
めた。当該要件を満たさない包装については、輸入品を含めて上市を禁止し、事業者に対しては、本規則に従って作
成する技術文書で要件への適合の実証や、自己の責任で要件適合を保証・宣言（E U 適合宣誓書）することなどに
ついて義務を課すものとなっている。同規則は、2024 年 12 月 16 日に欧州理事会で採択され、2025 年 2 月 11 日に
発効し、個別に適用時期が定められた規定を除き、その 18 ヶ月後（2026 年 8 月 12 日）から適用される予定。主
な持続可能性要件については、今後策定される下位規則により詳細が決定され、2030 年から適用される見込みとな
っている。

【プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)の普及啓発ページ】

<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

【輸出先国における容器・包装に関する規制】

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_process/k_packaging.html

【EUR-Lex（EU 法データベース）：Regulation (EU) 2025/40】

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2025/40/oj/eng>

<食品ロス削減・食品リサイクル>

a. 食品リサイクル法の省令及び基本方針の見直し

農林水産省は、食品寄附、食品リサイクルの取組を推進するために、令和7年3月に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）の省令及び基本方針を改正した。

省令の改正では、食品ロスの発生抑制に向け、「未利用食品等まだ食べることができる食品の提供」や「未利用食品の提供量等の情報提供」を努力義務として規定した。

現行の削減目標（2030年度までに2000年度比で半減（273万トン））は、2022年度（236万トン）に達成したことから、基本方針改正において、2000年度比で2030年度までに60%削減（219万トン）する目標を新たに設定した。新たな目標の達成には、食品関連事業者の取組だけでなく、消費者の食品ロス削減への理解や取組が鍵となっている。食品ロスの発生量が多い工程等において、国・自治体・食品関連事業者・消費者が連携して、サプライチェーン全体で効果的な取組を強化する必要がある。また、基本方針改正において、再生利用等実施率の目標値を見直すとともに再生利用等実施率向上のための取組を行うよう規定したほか、食品関連事業者に対して、判断基準省令に従って計画的に食品循環資源の再生利用等に取り組むよう規定した。

b. 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について、令和7年3月に変更の閣議決定が行われた。

第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることと設定。直近2022年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、家庭系についてはあと20万トンの削減が必要。事業系については「a. 食品リサイクル法の省令及び基本方針の見直し」のとおり。



c. 食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～

令和5年12月に政府が取りまとめた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」において、未利用食品等の提供（食品寄附）促進のため、食品寄附に関するガイドラインについて、官民で協力して検討し、作成することとされた。

これに基づき、関係省庁の協力を得て消費者庁が事務局を担う「食品寄附等に関する官民協議会」にて、一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者が遵守すべき事項を示した「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」が令和6年12月に策定された。

食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～（概要）

1. 背景・目的

- 食品ロスを削減するためには、未利用食品の有効活用（食品寄附）の促進が重要とされるところ、食品寄附に関わる各主体の情報不足、信頼性・透明性を高めるための仕組みの整備、フードバンク等の底上げの必要性などが指摘されている。
- 令和5年12月、関係省庁において「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を取りまとめ、その中で、「一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、仲介者（フードバンク、フードパントリー等））を認定する仕組みなどにより特定するための食品寄附に関するガイドラインを官民で作成し、食品寄附への社会的信頼を高める」とされた。
- そこで、既に官民で策定されている既存の各種ガイドライン・手引き等を参照しつつ、各主体が一定の管理責任を果たすことができるようにするために遵守すべき基準や留意事項を示したガイドラインを、官民協議会における議論を通じて作成。

2. ガイドラインの対象範囲

①食品寄附者（事業者）、②ファシリテーター（需要のマッチングを行うサービスを提供する場合の者）、③フードバンク、④フードパントリー等、⑤こども食堂等、⑥資源提供者（資金・物流サービス等の提供者）を想定。

3. ガイドラインの具体的な遵守事項の整理

- 法令事項：**法令上名宛て人に一定の義務付けをしている法令を引用した事項（※）
- 必要事項：**食品寄附の信頼性向上等の観点からガイドラインとして必要と考える事項
- 推奨事項：**取り組むことが望ましい事項

※ 食品衛生法、食品表示法、個人情報保護法

4. ガイドラインの具体的な内容

※ 各主体ごとに各章で記載

- 提供元・提供先における合意事項：**提供食品の情報（保存方法、期限表示、アレルギー等）、品質確保・管理、転売禁止、事故時の対応等
- 安全面等の管理：**食品の品質・衛生管理（必要な設備の設置等）、受取・輸配送時の検品（期限表示・破損等の確認等）、施設の衛生管理（清掃等）等
- 提供時の注意：**衛生上の取組（保冷剤の提供等）、食品表示情報の伝達と管理等
- トレーサビリティ：**記録の作成・保存（名称、数量、期限、アレルギー、入出荷年月日、寄附者・提供先の名称等）
- 事故時の対応：**保険の加入（保険分科会においては、主にフードバンク向けの損害賠償保険の在り方を、こども食堂等については、既存のボランティア用保険の活用について議論）、記録を踏まえた連絡等
- 財務管理・情報開示：**損金算入、実績報告等

※ 参考資料として、各種ひな形（フードバンク・こども食堂等間の合意書、こども食堂等から最終受給者への説明事項等）、必要事項を抽出したチェックリスト等を添付

d. 食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～

食品ロス削減のためには、まずは消費者が食べることが重要であるが、食べ残してしまったものの持ち帰りも1つの有効な方法である。そこで、令和5年12月に政府が取りまとめた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」に即して、食品ロスの削減の取組として、消費者庁、厚生労働省は、令和6年12月に「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～」を策定し、事業者・消費者双方が安心して食べ残しの持ち帰りを促進することができるよう、事業者が民事上又は食品衛生上留意すべき事項を整理するとともに、消費者に求められる行動について整理。

食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～（概要）

1. 背景・目的

- SDGsにおいて食品ロス削減に関する国際目標が設定され、我が国においても2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減させるという政府目標を設定。令和5年末には、当該目標の確実な達成に向けて「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を策定。
- 中でも、レストラン・ホテル等の外食産業における主たる食品ロスの原因である顧客の食べ残しについて、その持ち帰り促進を図ることが有効な方策。しかしながら、**食べ残しの持ち帰りについて合意することについての法的責任関係が不明瞭である上、持ち帰りに伴う法的・衛生的な責任を高いハードルとして感じる事業者が相当数いることが課題。**
- そこで、法律面・衛生面でのリスクの低減を図ることで、事業者・消費者双方が安心して食べ残しの持ち帰りを促進することができるよう、事業者が民事上又は食品衛生上留意すべき事項を整理するとともに、消費者に求められる行動について整理。

2. 対象

一般食堂等、業として食事の調理・販売を行う者（学校・病院等を除く）が、特定の場所で顧客に飲食させることを前提に食事の提供をしたものの、顧客が当該場所では食べきれずに当該場所以外の場に持ち出す飲食物。

3. 基本的な考え方

食品ロス削減のためには、**まずは消費者が食べることが重要であるが、食べ残してしまったものの持ち帰りも1つの有効な方法。**その際には、**事業者が消費者に一定の注意事項の説明等を行うとともに、消費者も自己責任の下に持ち帰りを行うこと、事業者及び消費者双方の協力と理解のもと、本ガイドラインを参考に持ち帰りの取組を促進し、双方の持ち帰りに対する意識の変化や行動変容を期待。**

4. 事業者が民事上又は衛生上留意すべき事項

- 持ち帰りの際の事業者による一定の注意喚起等の実施**
民事の観点から、飲食店等において、安心・安全な持ち帰りを推進すべく、食べ残しの持ち帰りに関し、衛生面に関する一定の注意事項を説明することが有効
食品衛生の観点からは、持ち帰りに適する食品は十分に加熱されていること等をもとに事業者が判断すること、清潔な容器等を提供することなどを提示
- 利用規約の整備**
円滑な持ち帰りの実施のため、事業者・消費者双方の合意の内容を明確化するとともに、消費者におけるリスクの把握等や事業者における法的リスク等の予見可能性を高めるために有効
→ガイドラインにおいて利用規約のひな型を例示

5. 消費者に求められる行動

- 食べ残し持ち帰りの理解促進**
食べ残しの持ち帰りを行う場合には、食中毒リスク等に対する十分な理解の上、持ち帰る際及び持ち帰った後の食品の管理の責任は基本的に消費者にあることを十分に認識し、飲食店等からの事前説明事項を適切に遵守することが求められる
食品衛生の観点からは、温度が高いところに放置しないこと、速やかに喫食すること、異臭等を感じた場合は喫食しないことなどを提示
- 事業者の取組に対する積極的な評価**
食べ残し持ち帰りサービスを提供する飲食店等の取組を消費者行動により評価していくことが求められる。

【食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針案のポイント】

https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/syokusan/recycle/R4_1/attach/pdf/syokuri_241216-4.pdf

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和7年3月25日閣議決定）】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/assets/consumer_education_cms201_250325_01.pdf

【食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ（令和5年12月22日）】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_231222_010.pdf

【「食品寄附等に関する官民協議会」開催要領】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/conference_240904_0001.pdf

【食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～(令和6年12月25日)】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_241225_01.pdf

【食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～(概要)】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/assets/consumer_education_cms201_250120_01.pdf

【「食べ残し持ち帰りに係る法的取扱いに関するガイドライン検討会」開催要領】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/meeting_materials/assets/consumer_education_cms201_241024_02.pdf

【食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～（令和6年12月25日）】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_241225_02.pdf

【食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～（概要）】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/assets/consumer_education_cms201_250120_03.pdf